

# 業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件 名** 令和6年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務委託
- 2 履行期限** 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- 3 履行場所** 横浜アリーナほか
- 4 業務目的** 式典開催に伴う各種事件・事故の未然防止を図り、限られた時間内に多くの参加者を安全かつ円滑に誘導するとともに、周辺住民の安全を確保するために、高度な専門的技術及び経験等を要する事業者による雑踏警備を行います。
- 5 業務概要** 別紙『令和6年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について』のとおり
- 6 成果品** 警備実施計画書、履行報告書、報告書写真（データ）ほか  
（別紙『令和6年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について』のとおり）

## **7 条件・仕様**

### (1) 契約資格

令和5・6年度横浜市有資格者名簿に登載されない場合は、契約することができません。

### (2) 契約方法

#### ア 契約区分

単年度の確定契約とします。

#### イ 契約約款

「委託契約約款」を適用します。

#### ウ 契約締結

受託候補者として特定された者から改めて見積を徴収し、契約を締結します。

### (3) 検査方法

履行報告書の提出等によって行います。

### (4) 支払方法

履行検査・確認後、一括で支払います。

### (5) その他

警察の指導等により、警備員の配置・動線の変更・車両制限等を実施する場合があります。

## 令和6年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について

### 1 総則

令和6年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務の履行にあたっては、次の履行場所・対象範囲において業務を行うこととし、業務の詳細については、「資料1 警備特記事項」を確認の上、警備実施計画書に反映させること。

### 2 警備業務実施場所

#### (1) 新横浜駅周辺から横浜アリーナ周辺までの会場外計6エリア

(A、B、C-1、C-2、D、E)

※警備エリアは、「資料2-1 場外警備エリア図、資料2-2 場外警備配置図・資機材配置図、資料2-3 場外入退場動線」を参照。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

#### (2) 横浜アリーナ（横浜市港北区新横浜3-10）会場内

※警備エリアは、「資料3-1～3-2 場内客席配置図、資料4-1～4-4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料5-1～5-2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

### 3 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日まで

※関係機関を含めた振り返り会の実施をもって履行期間終了とする

### 4 警備業務実施日

令和6年1月7日（日）～令和6年1月8日（月・祝）

### 5 「二十歳の市民を祝うつどい（以下「式典」という）」概要

二十歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、横浜への愛着を深めてもらうことを目的として、記念行事を実施する。

#### (1) 主催

横浜市、横浜市教育委員会、二十歳の市民を祝うつどい実行委員会

#### (2) 日時（予定）

令和6年1月8日（月・祝）

第1回：10時30分から11時10分（9時30分開場）

第2回：13時00分から13時40分（12時00分開場）

第3回：15時30分から16時10分（14時30分開場）

※開場時間・閉場時間は前後する場合がある

#### (3) 会場

横浜アリーナ（収容定員：約13,600人）

#### (4) 式典の開催状況

横浜市の参加者数は全国最大規模であり、参加者の誘導にあたっては、限られた時間内に、多くの参加者を安全かつ円滑に誘導しなければならない。

また、一部の参加者によるステージへの乱入や各種妨害行為、場外における滞留や参加者同士の喧嘩、路上飲酒などが生じており、他の参加者に危険が及ばないよう安全な式典運営が重要課題となっている。

例年、横浜アリーナを会場において午前午後の入替え制をとっていたが、昨年度は、新型コロナウイルス対策の観点から、5回の入替え制として実施した。

今年度は、引き続き基本的な感染症予防対策をとったうえで、3回の入替え制で実施する。

また、昨年に比べ、式典1回あたりの参加者数も増えるため、万全な運営体制と安全管理等を行う。

#### (5) 対象者数

35,305人（令和5年4月5日時点）

#### (6) 予想参加者数

各回約7,100人（合計約21,200人。予想参加率60%）

※各回の対象区、対象人数は調整中

【参考】過去の参加人数等

令和5年1月：35,805人（参加率57.0%）【天候：晴れ】

令和4年1月：36,373人（参加率60.2%）【天候：曇】

令和3年1月：15,307人（参加率41.5%）【天候：曇】

※横浜アリーナとパシフィコ横浜ノースの来場者合計数

令和2年1月：24,875人（参加率66.7%）【天候：晴れ】

平成31年1月：25,258人（参加率67.1%）【天候：晴れ】

### 6 警備業務の目的

- (1) 式典開催に伴う、各種事件・事故の未然防止、発生時における制止及び本市への報告
- (2) 会場周辺の混雑に対応した誘導による、参加者及び周辺住民の安全の確保
- (3) 式典の円滑な運営

### 7 業務内容

- (1) 警備実施計画書の作成及び提出
- (2) 履行報告書の作成及び提出
- (3) 警察協議、実地踏査、事後の振り返り会への参加
- (4) 式典前当日の警備  
(持込禁止物所持者の排除、権利放棄された禁止物の回収、飲酒者の排除、参加者の誘導、車両誘導、荒天時・地震・自然災害・事件・事故時対応を含む)
- (5) テント、防護柵、検査機器及びその他備品の準備、前当日の設置・撤収
- (6) 誘導、案内の際使用する表示の作成・設置・撤去
- (7) 新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策に伴う作業（座席消毒等）
- (8) 式典終了後の清掃

(9) その他本市の指示事項

8 警備エリア及び配置

人員の配置にあたっては、本書に基づき、次に示す【目安】及び【注意事項】を踏まえ決定すること。

※警備員の配置箇所は、「資料 2-1 場外警備エリア図、2-2 場外警備配置図・資機材配置図、資料 3-1～3-2 場内客席配置図、資料 4-1～4-4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料 5-1～5-2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

【目安】

業務内容	警備実施時間	ポイント
夜間・早朝警備（前日・当日）	21:00～6:00	3 P
搬入出時等警備		
前日準備	8:00～21:00	2 8 P
搬入出時警備（前日）		7 P
搬入出時警備（当日）	17:00～22:00	6 P
全体統括	5:30～19:00	1 P
場外警備		
場外統括	7:30～19:00	1 P
場外業務統括（遊軍）	7:30～19:00	1 P
場外業務統括（遊軍以外）	7:30～18:00	1 6 P
早朝路上駐車対策	4:00～17:00	1 1 P
固定配置（早朝柵等設営その 1）	5:30～17:30	1 5 P
固定配置（早朝柵等設営その 2）	7:00～17:30	2 0 P
固定配置	7:30～18:00	3 8 0 P
遊軍	7:30～19:00	2 5 P
場内警備		
場内統括	8:30～17:30	3 P
場内業務統括	8:30～17:30	5 P
固定配置	8:30～17:30	1 3 4 P
遊軍	8:30～17:00	3 1 P

※交通の整理や誘導、案内を専ら行う者（約 60 ポイント）については、危険行為・不正行為等の制止などの緊急時に、付近の警備員が応援に入れる体制を整えることを条件に、一部誘導員（係員）を混ぜることも可能とする。

【注意事項】

ア 警備強化エリア（「資料 1 警備特記事項」を参照）の配置人員を決定する際には、人選、加配等、特段の配慮をすること。

- イ すべての区画について、式典当日の警備が滞りなく行われるように配置すること。  
なお、配置については、本市と協議の上決定すること。
- ウ 警察の指導等により警備担当の配置及び動線の変更、また車両制限等を実施する場合がある。変更等が生じた場合は、本市及び警察と協議のうえ、警備実施計画書に反映させること。

9 警備員の資格等

(1) 警備員の資格、勤務態度について

- ア 警備業法上の警備員教育を受講した警備員であること。
- イ 警備業務に支障のない体力と行動力があり、業務遂行に意欲がある者とする事。
- ウ 参加者に対して適切な言葉遣い、態度をとるよう注意し、従事中の私語は慎むこと。
- エ 業務開始時刻については、厳守すること。
- オ 警備時は、警備員であることがわかるよう、制服等を着用すること。

(2) 検定合格警備員の配置について

ア 共通

- (ア) 本委託契約の警備全体の責任者（以下、全体統括）として、1級検定合格警備員を1ポイント配置すること。
- (イ) 各エリアには、警備内容に応じた種別の検定合格警備員を配置すること。
- (ウ) 遊軍は、各統括の管理下に置くこと。
- (エ) 各統括・エリアリーダーは、腕章の着用等により、責任者であることが外観から識別できるようにすること。

イ 各統括及びエリアリーダー

(ア) 場外

名 称	資 格
場外統括	1級検定合格警備員
業務統括	2級検定合格警備員以上
A・B・D・Eエリアリーダー	
Cエリアリーダー	
飲酒検査ゲートエリアリーダー（2箇所）	
手荷物検査ゲートエリアリーダー（2箇所）	
出入口エリアリーダー	
持込禁止物所持者入場抑制エリアリーダー （2箇所）	
入場用二次元コードチェックエリアリーダー	
当日対応窓口エリアリーダー	
退場者対応エリアリーダー	
場外遊軍リーダー	

(イ) 場内

名 称		資 格
場内（ロビー）統括		1 級検定合格警備員
場内（セキュリティ強化エリア）統括		
場内（主に客席）統括 <sup>※1</sup>		2 級検定合格警備員以上
業務統括		
	場内遊軍リーダー	2 級検定合格警備員以上
	各エリアリーダー <sup>※2</sup>	
	客席遊軍リーダー	

※1 場内の総責任者は、場内（主に客席）統括とする。

※2 各エリア：1階ロビー、2階ロビー、3階ロビー（2階は統括兼務可）

(3) 複数の事業者で組織した共同組合等で警備する場合

複数の事業者で同一エリアを担当する場合は、警備統括、エリアリーダー警備員間の連絡体制を整備し、警備・誘導に支障をきたさないようにすること。

また、エリア間で縦割りにならないよう、また事業者が異なったとしても警備に支障がないよう体制を整えること。

10 担当別任務の内容

(1) 全体統括の任務

全体統括は、本委託契約の警備全体の責任者として、警備実施計画書の内容を熟知し、本市の指揮監督を受け、全エリアの警備員を統括するとともに、警備統括同様の任務を行う。

(2) 警備統括（場外統括、場内統括、ロビー統括）の任務

警備統括は、警備実施計画書の内容を熟知し、全体統括及び本市の指揮監督を受け、警備員による警備業務の統括として、主に次の業務を行う。

ア エリアリーダー、警備員（遊軍含む）の配置等に関すること。

イ 警備業務に必要な情報の収集、管理及び提供に関すること。

ウ 本市、警察、消防等関係機関及び会場運営業務委託受託業者との協力体制の整備に関すること。

エ その他警備全般の警備管理業務に関すること。

(3) エリアリーダーの任務

エリアリーダーは、警備実施計画書の内容を熟知し、各エリアの警備員を統括し、警備統括との連絡調整を行う。エリアリーダーは、定期的に、警備統括にエリア内の状況を報告し指揮監督を受けること。なお、本委託契約の一部を第三者に委託する場合には、警備業務の適正を図るため、警備業務実施に当たって必要となる警備業者間の連絡調整を行わなければならない。状況により場外のエリアリーダーに対して本市職員が直接指示することがあるため、スマートフォン等の通信機器を携帯し、指示に従うこと。なお、スマートフォン等の通信機器は受託者が用意すること。全体統括を介さずエリアリーダーに対して本市職員が直接指示する場合があるので指示に従うこと。

#### (4) 警備員の任務

担当業務内容を熟知し、エリアリーダーの指示を受け、主に次の業務を行う。

ア 雑踏の整理誘導、各種事件・事故の未然防止

イ 危険行為、不正行為等、各種事件の未然防止や監視及び制止

ウ 以下の規制対象者に対しては入場拒否または退場させる。

- ・ 飲酒者
- ・ 持込禁止物※所持者（ただし、権利放棄した場合は、その限りではない。）
- ・ 暴力行為を行った者
- ・ 本仕様書に基づく警備員の指示や制止に従わない者
- ・ 参加資格の確認ができない者

エ 持込禁止物所持者を退場させる。

持込禁止物所持者を発見した場合は、発見した場所に応じて次のとおり対応する。

権利放棄された物品は返却しない。

(ア) アリーナ場内：退場させる。退場させることが式典進行の妨げや参加者に危険を及ぼすと思われる場合は、物品を権利放棄させる。

(イ) アリーナ敷地：物品を権利放棄させるか退場させる。

(ウ) (ア)と(イ)以外の全てのエリア：持込禁止物所持者は入場できないことを広報する。

※持込禁止物：

- ・ 酒類
- ・ 花火・爆竹等の爆発物、毒物及び人身に危険を及ぼす恐れがあるもの
- ・ 拡声器のほか、鳴り物（笛を含む）、のぼり、旗等、式典の進行及び他の参加者の視聴の妨げになると思われるもの

※警察の指導等により、持込禁止物が追加変更になることがある。変更の必要が生じた場合には、本市と協議の上で変更を行うこと。

オ 交通の整理、誘導及び案内、違法駐停車の排除

カ エリアリーダーもしくは警備統括との連絡、報告、調整

キ 荒天時、地震・自然災害時、事件・事故時対応

※必ず危機管理体制は整えておくこと。

ク その他、式典参加者の安全確保のために必要な業務

※警備業者は、業務内容を向上させる目的で、本市と事前に協議のうえ、業務分担及び名称の変更を行うことができる。変更を行う場合には、警備実施計画書等に明記をすること。

#### (5) その他

ア 参加者からの写真撮影等の依頼については、業務に支障をきたすので断ること。

イ 横浜市が別途委託する運営実施業務受託業者、事前申込関連業務受託業者（入場管理システム業務を担当）とは、事前に打合せを行い、円滑な運営に努め、式典当日も現場情報の共有に努めること。

ウ 入場用二次元コードチェックにおいては、式典参加者を安全かつ円滑に誘導できるよう、事前申込関連業務受託業者が用意した入場用二次元コードチェック関連機器の養生を行うこと。（機器の配線・設置は事前申込関連業務受託業者が実施するものとする）

- エ 警備員全員に業務内容の周知徹底を図ること。また、場内セキュリティ強化エリアへの出入りは限られた者のみとし、控室・休憩室への動線についても周知徹底を図ること。
- オ 警備員全員に業務内容の周知徹底を図るため、業務内容について説明会を開催し、本市職員の説明及び指導を受けること。説明会には、警備統括及び各エリアリーダーは必ず参加すること。
- カ 前当日の警備員の休憩、交代等の配置関係及び従事日の食事については、警備業者内にて調整すること。また、食事等、従事中に発生したごみ等についても、各自責任を持って処分をすること。
- キ 複数の事業者で組織した協同組合等で警備する場合には、事前打合せを行い、業務内容に差異がでないよう徹底すること。
- ク 本委託契約の一部を第三者に委託する場合は、本市の承諾を受ける必要がある。また第三者に委託する場合は、業務内容の周知を徹底するとともに、警備統括、各エリアリーダー、警備員間の連絡体制を整備し、警備計画・誘導に支障をきたさないようにすること。
- ケ 前当日に警備業者にて必要な駐車スペースについては本市が借用する横浜アリーナ駐車場を協議の上、一部使用できることとする。使用台数については本市と調整を行ったうえで決定する。駐車場数の不足分については、警備業者にて確保を行うこと。

11 新型コロナウイルス等の感染症拡大時について

新型コロナウイルス等の感染症拡大時には、開催方法を変更する場合がある。変更の際は、本市の指示に従うこと。

12 提出書類等

教育委員会事務局生涯学習文化財課に提出する書類等は、以下のとおりとする。

※印は、別添様式に記入し、提出すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
委託代金内訳書	契約締結時	1部	
委託契約履行着手届出書※	業務着手前	1部	契約締結後5日以内 (土日祝日を除く)
現場責任者選定通知書※	業務着手前	1部	契約締結後5日以内 (土日祝日を除く)
工程表※	業務着手前	1部	契約締結後5日以内 (土日祝日を除く)
履行報告書※	業務完了後	7部	履行期間内に提出
委託完了届出書※	業務完了後	1部	



警備実施計画書 (警備配置人数一覧含む)	本市が指定した期日 (11月下旬予定)	30部	横浜アリーナ2部、 催物届出書添付用2部 その他本市手続き用26 部
警備実施計画書(案) (警備配置人数一覧含む)	本市が指定した期日	30部	警察協議等の配布資料
報告書写真(データ)	業務完了後	1部	当日の警備の様子等が 分かるもの CD-R又はDVD-Rで納品
警備員のユニフォーム一覧 (データ)	本市が指定した期日	1部	統括やリーダーが識別 できるようにすること
安全管理措置報告書※	業務着手前	1部	契約締結後5日以内 (土日祝日を除く)
個人情報保護に関する研修 実施報告書・誓約書※	令和5年12月中	1部	
個人情報保護に関する研修 実施明細書※	令和5年12月中	1部	
エリアリーダーが当日携帯 する電話番号	本市が指定した期日	1部	
その他、本市が必要と認め たもの	その都度	必要数	

### 13 守秘義務

業務上、知りえた事柄は、部外者に漏らしたり、話題にしたりしないこと。

### 14 事故処理

受託者は、本委託業務履行に際し、受託者の責任により本市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担において、直ちに現状に復すること。

### 15 式典の中止について

- (1) 災害の発生や疾病の感染拡大等により、式典が中止となる可能性があり、その場合、直ちに市担当者から連絡を行うものとする。なお、予備日の設定はない。
- (2) 式典が中止となった場合は、その時点で事前準備等に発生した経費を算出し、委託者と受託者との協議のうえ、当該費用を委託者が支払うこととする。

### 16 契約不適合責任

委託契約約款による。

## 17 添付資料

- (1) 警備特記事項【資料1】
- (2) 場外警備エリア図【資料2-1】
- (3) 場外警備配置図・資機材配置図【資料2-2】
- (4) 場外入退場動線【資料2-3】
- (5) 場内客席配置図【資料3-1～3-2】
- (6) 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図【資料4-1～4-4】
- (7) 関係者出入口・搬入出口等配置図【資料5-1～5-2】
- (8) 備品リスト【資料6-1】
- (9) 備品リスト（表示類詳細）【資料6-2～6-3】
- (10) 提出書類様式一式 委託契約履行着手届出書【資料7-1】
- (11) 提出書類様式一式 現場責任者選定通知書【資料7-2】
- (12) 提出書類様式一式 工程表【資料7-3】
- (13) 提出書類様式一式 履行報告書【資料7-4】
- (14) 提出書類様式一式 委託完了届出書【資料7-5】
- (15) 個人情報取扱特記事項【資料8】
- (16) 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について【資料9】

# 警備特記事項

## 【警備共通事項】

※エリア番号、警備配置図、入退場動線等は

「資料2-1 場外エリア図、2-2 場外警備配置図・資機材配置図、2-3 場外入退場動線、資料3-1~2 場内客席配置図、4-1~4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料5-1~2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照のこと。ただし、昨年度の内容を参考として掲載しているため、今後変更となる可能性がある。

### 1 警備の重要性

式典の秩序と安全維持に対する重要性は、通常のコサート等とは比較にならないほど、式典運営の中でも大きなウェイトを占めている。

地元警察の協力を得ながら実施しているが、万が一、警備体制が不備と判断されれば、今後の式典実施に多大な支障が生じる恐れがある。

また、横浜アリーナは、市民の生活圏内に立地している施設である。そのため、交通規制や混雑等による周辺住民や企業への影響を最小限に留める必要がある。

よって、本委託に伴う人員配置等の算定時には、過去の入場者数実績、新横浜駅前及び会場内外の動線状況の把握及び式典当日における混雑状況等のほか、飲酒者、持込禁止物所持者の入場拒否等の対応も十分に考慮し、警備実施計画書を作成すること。

### 2 警備の主なポイント

次の対応については、徹底した警備を行うこと。

#### (1) 各種事件・事故の未然防止

周辺の監視に務め、各種事件・事故の未然防止を図ること。

#### (2) 危険行為への対応

危険行為等への初期対応として周辺を監視し、危険行為を発見した場合は参加者の安全確保及び危険行為の制止をすること。特にDエリアにおける正面規制エリア内では、ブザー等で音をならし周囲に知らせ、周辺警備員や別途本市が配置する場外指導要員の応援を受けエリア内への入場拒否又は退場の措置を取ること。

特に、警備員は「資料9 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」に記載された事由が発生する場合、その事由における「主催者の対応」欄に記載された行為をとること。

「資料9 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」は、契約後に委託者、受託者及び港北警察署との警察協議において、決定する。

#### (3) 規制対象者の入場拒否・退場措置

『令和6年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務について（以下、「警備・誘導業務について」という）10-(4)-ウ』に該当する規制対象者の入場を拒否すること。

場内に規制対象者がいた場合は退場させ、あらかじめ本市が指定した職員に連絡すること。

(4) 手荷物・飲酒検査の実施

前述の入場拒否の判断のため検査を実施する。

※検査方法等は「資料1 Dエリア 2-(7)」の項を参照。

式典開始時には参集している参加者が会場に入場できるように各種検査を行う。

(5) 適確な誘導

短時間に大勢の参加者が集まるが、信号機の信号に従う、横断歩道により横断するといった道路交通法の規程を遵守させ、安全にかつ速やかに誘導すること。特に退場時の場外における参加者の滞留防止のため誘導を徹底すること。

また、参加者の送迎車が多く、会場周辺道路での駐停車や渋滞が例年発生しているため、車両の誘導も行うこと。

(6) アナウンスの徹底

参加者の適確な誘導のため、アナウンスを徹底すること。

(7) 市職員等との連携

各所で誘導員として配置された市職員と常に連携すること。

その際に専門的な技術をもって対処する必要がある場合は、率先して業務にあたり、場合によっては職員等に助言すること。

また、別途本市が配置する場外指導要員とも連携して業務にあたること。

全体統括はエリアリーダー及び統括から受けた報告を、本市に速やかに報告すること。状況により場外のエリアリーダーに対して本市職員が直接指示することがあるため、スマートフォン等の通信機器を携帯し、指示に従うこと。なお、スマートフォン等の通信機器は受託者が用意すること。

(8) 入場制限等

場外、階段等各所において雑踏を制御すること。警備統括が入場制限を必要と判断した場合は、あらかじめ本市が指定した職員に報告し、本市と協議の上で実施すること。緊急を要する時は、速やかに実施した上で、周辺誘導員への周知及びあらかじめ本市が指定した職員に連絡を入れること。

また、当日は、参加者や天候の状況で、開場・開演時間等が変更になる可能性があるため、早めのスタンバイを心掛け、無線等での指示に注意し、柔軟に対応すること。

**【搬入出時警備（前日・当日）】**

※出入口・搬入出口等は「資料5-1～5-2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照のこと

1 実施場所

横浜アリーナ

2 主な業務内容

(1) 機材搬入出時の車両の誘導

- (2) 不審者に対する警備
- (3) 関係者入口の受付

### 【前日準備作業】

※備品配置図は「資料2-2 場外警備配置図・資機材配置図、3-1～2 場内客席配置図、4-1～4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図」を参照のこと

#### 1 実施場所

横浜アリーナ（場内及び場外正面規制エリア）

#### 2 主な業務内容

テント、柵等の備品設置（場外における植栽の移動等を含む）、当日の備品配置のための備品設置箇所へのマーキング、各レーンごとの入場用二次元コードチェック関連機器の配線養生等

#### 3 特記事項

横浜市が別途委託する運営実施業務受託業者や事前申込関連業務受託業者等と連携し、作業にあたること。

### 【夜間・早朝警備（前日・当日）】

※警備箇所は「資料2-2 場外警備配置図・資機材配置図」を参照のこと

#### 1 実施場所

横浜アリーナ（場外正面規制エリアのテント・備品等設置箇所周辺）

#### 2 主な業務内容

テント、備品、入場用二次元コードチェック関連機器等を設置した箇所周辺の夜間・早朝警備

#### 3 特記事項

天候による破損・飛散、盗難等に十分注意して警備を行うこと。

### 【当日準備作業】

※備品配置図は「資料2-2 場外警備配置図・資機材配置図」を参照のこと

## 1 実施場所

横浜アリーナ（場外正面規制エリア）

## 2 主な業務内容

### (1) 早朝柵等設営その1

備品・資機材の運搬車両からの積み下ろし等

### (2) 早朝柵等設営その2

備品・資機材等の設置

## 【場外警備】

※エリア番号、警備配置図、場外の入退場動線等は

「資料2-1 場外エリア図、2-2 場外警備配置図・資機材配置図、2-3 場外入退場動線」を参照のこと

## 共通事項

### 1 参加者の的確な誘導

信号機の信号に従う、横断歩道により横断するといった道路交通法の規程を遵守させ  
たうえで、安全にかつ速やかに誘導すること。

### 2 規制対象者の情報共有

動線上で飲酒している者や持込禁止物所持者等の規制対象者を目視した場合、本市が  
指定した職員に連絡し情報共有を図ること。

### 3 参加者の滞留防止

会場周辺では参加者を主な対象とした営業活動、政党活動、政治団体等の宣伝活動等  
が行われることが予想されるため、参加者の動線上に滞留が起きないように、適確な誘導  
を行うこと。特に退場時においては、ロープ等を用いて参加者に移動を促し滞留を排除  
すること。

### 4 アナウンスの徹底

#### ア 入退場時

参加者を誘導するため、動線（「資料2-2 場外警備配置図・資機材配置図、2-3 場外入退場動線」）に従い、各配置場所によつて的確な進行方向を示すこと。

#### イ 入場時

持込禁止物所持者または飲酒者を発見した場合、持込禁止物所持者、飲酒者は入場  
できないこと、手荷物及び飲酒検査を会場前で行っていること、入場には事前申込が  
必要なことをアナウンスする。

※持込禁止物の詳細は、「警備・誘導業務について 10-(4)-エ」を参照。

## ウ 退場時

参加者が滞留しないよう、速やかに駅に移動することをアナウンスする。

## Aエリア

### 1 実施場所

J R新横浜駅構内・新横浜駅入口交差点のペDESTリアンデッキ・新横浜駅北口駅前広場（以下、駅前広場という）及び周辺

### 2 特記事項

- (1) J R利用者メイン動線（混雑緩和のため、地下鉄利用者との動線を分離）

AエリアからCエリア（プリンスホテル裏側）への誘導

- (2) 駅前広場

待合せをする参加者で非常に混雑する。また、トラブルも多く、一般通行者への迷惑行為も発生しているため、警備を徹底すること。

#### ア 広場全体

広場から信号のない横断歩道を経由してプリンスペペ方面に進む参加者が多く、渋滞の要因になっている。参加者を、高架下の入場動線へ誘導すること。

#### イ デイリーヤマザキ（新横浜駅前店）脇通路

各政党がビラ配り等を行っているうえ、業務用車等が乗り入れることもある。通行に支障がでないよう警備・誘導を行うこと。

ウ 参加者のうち、着付け等の用事がありプリンスペペ等の立地するブロックへの移動を希望する参加者は、グレイスホテル側で左折させ、新横浜 KT ビル側へ渡らせない誘導を行うこと。

- (3) その他

J R駅構内から駅入口交差点上のペDESTリアンデッキに進む参加者が多く、混雑しているときは駅構内で動線の切り替えを行う。その際に、環状2号線方面には誘導せず、新横浜二丁目交差点を経由し、アリーナ正面の道路へ向かわせること。

## Bエリア

### 1 実施場所

駅前交差点・地下鉄／相鉄／東急新横浜駅構内及び出入口

### 2 地下鉄／相鉄／東急利用者メイン動線

- (1) 入場時、BエリアからDエリアへ誘導を行うこと。

当該エリアに立地するローソン周辺及びローソン通り向かいに立地するコインパーキ

ングのほか公開空地等に参加者が侵入・滞留しないよう、本市が指定する方法で誘導を行う。侵入や滞留が発生した場合には、速やかに排除すること。

(2) 退場時、地下鉄／相鉄／東急新横浜駅とJR新横浜駅への入り口の案内を行うこと。

当該エリアに立地するイノテック本社ビルほか公開空地等に参加者が侵入・滞留しないよう、本市が指定する方法で誘導を行う。侵入や滞留が発生した場合には、速やかに排除すること。

### 3 車両誘導

アリーナ通りが例年参加者の送迎車等で大変混雑するため、適宜、車両誘導を行うこと。

### 4 駅構内の案内

地下鉄／相鉄／東急新横浜駅構内において、参加者の動線を示す表示を持ち誘導にあたる。

## Cエリア

### 警備強化エリア

Cエリアは他エリアに比べ広範囲である上、参加者の入退場動線への誘導と、車両の誘導に、時間帯や状況に応じて適切に対応する必要がある。エリア内で連携を取りながら、警備・誘導にあたること。

新横浜プリンスホテル、プリンスペペ（以下「ホテル等」という）周辺においては、ホテル等との協議を踏まえ警備・誘導にあたること。

### 1 実施場所

新幹線ガード下道路・新横浜歩道橋(プリンスホテル前)交差点周辺・太尾新道入口交差点付近、アリーナ2階外通路（環状2号線側）

### 2 特記事項

#### (1) 参加者の入場動線

ア 一般利用者、通行者への配慮

一般の方の通行に支障をきたさないよう注意し、参加者を誘導すること。

イ 参加者の入場動線（ホテル等周辺）

(ア) ホテル等の駐車場に面した歩道及びホテル等正面玄関前の歩道（新横浜駅東側交差点から新横浜歩道橋の交差点の間）の通行の禁止を徹底すること。参加者は、入退場ともに新幹線ガード下の歩道を通す。ホテル等駐車場に面した歩道は、絶対に通行させない。

(イ) 新幹線ガード下歩道については、一部車道にカラーコーン等資機材を使用し、通行可能な歩道を拡張すること。車道を通行する車両との接触が発生しないよう十分注意して警備を行うこと。

(ウ) ガード下歩道から、エピックタワー（旧リコー）に面する歩道に誘導すること。



プリンスホテル正面玄関前の歩道に行かないよう誘導を徹底すること。

(エ) ホテルの利用者等、基本の入場動線からはずれて「新横浜歩道橋」交差点に至った参加者は、すべてプリンスホテル前のペDESTリアンデッキのスロープへと誘導し、新横浜歩道橋交差点の横断歩道を通行させないこと。

(オ) 商業施設であるプリンスペペ内の通路を来場者が多数通行し、トイレを利用する等、他の利用客に支障をきたすため、施設内は極力通行しないように警備を行うこと。

(カ) ホテル脇の噴水への立入りやごみの投棄等がされないよう警備を行うこと。

## (2) 参加者の退場動線

### ア アリーナ1階参加者退場口

式典終了時は太尾新道入口交差点側に誘導すること。

### イ アリーナ2階環状2号線側参加者退場口

1回から2回目の退場時は、デッキから1階に降ろし、アリーナ裏からアリーナ駐車場の通りへ誘導すること。3回目退場時は、アリーナ2階環状2号線側参加者は、ペDESTリアンデッキへと誘導すること。

ウ 場内警備及び退場動線上の警備は連携をとり、混乱を最低限に抑えるべく、柔軟かつ適確な警備を行うこと。

- ・例年、退場口に接する歩道で、待ち合わせする参加者で混雑が多数発生するため、アナウンスを徹底し滞留防止に努めること。

- ・退場メイン動線からの逆行、一般歩行者の通行の確保、車道へのはみ出しには注意をすること。

エ 近隣店舗の駐車場等、敷地内で待ち合わせを行わないよう、警備体制を強化し速やかに移動するようアナウンスを行うこと。旧洋麺屋五右衛門前では参加者が車道にはみ出さないように、コーン・トラロープ等を用意し必要に応じて用いること。

オ 太尾新道に面する公園への通り抜けや環状2号線に沿って参加者が退場することがないように誘導するとともに、環状2号線歩道上に柵等の資材を配置すること。

## (3) 車両の誘導

ア プリンスペペ西側の信号のない交差点において、人の流れを切り、車両がスムーズに左折できるよう誘導を徹底し、環状2号線の渋滞の緩和に配慮すること。

イ 篠原地区からホテル裏側の道路に出てくる車両がスムーズに右折できるよう、人の流れを切り、篠原地区に渋滞が及ばないようにすること。また、篠原地区の抜け道（ファミリーマート港北篠原町店～セブンイレブン新横浜駅東店の一車線道路）の渋滞緩和のため、歩行者の流れを分断し、車両の誘導を行うこと。

ウ 上記ア、イのほか、信号のない横断歩道において、参加者の流れを切り、車両の優先通行に心掛けること。

エ プリンスペペや民間駐車場への対策として、車両の入出庫時は、人の流れを切り、スムーズに入出庫できるよう警備を行うこと。

オ 新横浜歩道橋交差点のプリンスホテルからりそな銀行の間の横断歩道を渡ろうとする一般の歩行者に対しては、信号が青で点滅した段階で、通行を止めた上で、新横浜駅東側交差点の方向から左折する車を通すこと。

カ 新横浜駅東側交差点から新横浜歩道橋交差点の間で渋滞が発生している場合には、太尾新道入口付近への迂回ルートへ誘導すること。

なお、プリンスホテル裏の道路が混雑し、新横浜駅東側交差点から新横浜歩道橋交差点の間が比較的空いている場合は、迂回の誘導を行わない等周辺の状況に応じた誘導を行うこと。

(4) 路上駐車対策

横浜銀行事務センターとエピックタワー（旧リコー）間の路地、エピックタワー（旧リコー）とローソンのあるビル間の路地、新横浜グレイスホテルとプリンスペペ間の路地において、コーンの設置、声掛け等により駐停車車両を排除すること。

また環状2号線における駐停車の抑止の対策を講じること。

(5) ルームズ大正堂前の看板設置

式典前日に横浜アリーナが所有する看板2枚を、ルームズ大正堂前に設置する。

第3回の式典が終了して30分経過した後、看板を取りはずし、元の場所に戻すこと。

Dエリア

警備強化エリア

式典当日、当エリアは、大変混雑するため、十分に市職員・警察と打合せを行い、相互連携を図り、混乱を最低限に抑えるべく柔軟に対応すること。

1 実施場所

正面規制エリア・横浜アリーナ前（コナカ前）交差点・ペDESTリアンデッキ・アリーナ2階外通路（環状2号線側）（一部）

2 業務

(1) 規制、封鎖及び解除

車両交通規制に伴う車両進入禁止措置及び解除を行う。3回目の式典終了後、状況を見ながら撤収を開始し、できるだけ早めに車両交通規制の解除ができる体制をとること（規制時間は18:30頃までを予定）。解除時には歩道に誘導すると同時に速やかに会場から離れるよう警備・誘導を行うこと。

(2) 場外本部の運営及び警備本部機能の設置

場外本部の市職員と密に連絡を取り連携し、運営すること。

受託者の負担により用意した、画像や動画の送受信も可能な通信機器（スマートフォンやタブレット等）を用いたり、別途本市が用意したホワイトボード等を使用するなどし、本市と密に情報共有を図ること。

(3) 開場

当日は開場・開演時間が前倒しとなる可能性があるため、開場時間の30分前にはアリーナの入口前まで参加者の引き入れができるようにスタンバイを完了すること。また場外の混雑状況による開場時間の前倒しの要不要について、場内のスタンバイの状況等を把握の上で本市が指定した職員に助言すること。開場後は、場内の混雑情報に応じて、適宜入

場制限への対応も行うこと。

(4) 入場誘導

ア 人が滞留しやすいデイリーヤマザキの向かいのクリーニング店付近では、アナウンスを行い滞留の解消に努めること。

イ レーンによって並ぶ人数が偏らないように、空いているレーンに適宜誘導すること。

ウ 「新横浜三丁目」～「横浜アリーナ前」～「新横浜歩道橋」の各交差点に沿った歩道については、警察の指示により参加者は通行できない見込みであるため、通行規制に係る誘導を行うこと。

エ 横浜アリーナ交差点で信号待ちをしている参加者には、車道にはみ出さないよう声掛けをし、参加者の安全を図ること。横浜アリーナ前に並ぶ参加者の列が、デイリーヤマザキまで至った場合には、横浜アリーナ交差点をはさんでコナカ側にいる警備員は列の進み具合を確認しながら、参加者が車道にはみ出すことのないよう人数を制限する等して参加者を横浜アリーナ側に渡らせること。その際に横浜アリーナをはさんでコナカ側にいる警備員と、デイリー側にいる警備員が連携を図ること。

オ ペDESTリアンデッキにつながっているエレベーター、階段においては一般利用者に対して、アリーナ周辺の立入り禁止区域があることを踏まえた上で、う回路を説明する等、適確な誘導を行うこと。

カ 来賓、優先席利用者（車いす、付添、子ども連れ等）、主催者、報道関係者の受付又は入場口へ誘導する。一般利用者に対して、アリーナ周辺の立入り禁止区域があることを踏まえた上で、う回路を説明する等、適確な誘導を行うこと。

(5) 参加者へのアナウンスの徹底

参加者の適確な誘導のため、アナウンスを徹底する。スピーカー等を用いてあらかじめ録音した音声を流すこと。

ア 持込禁止物所持者入場抑制エリア～飲酒検査ゲート前

(ア) 入場には事前申込が必要なこと。

(イ) まだ事前申込が完了していない場合は、速やかに事前申込を行うこと。

(ウ) 事前申込ができなかった場合や案内状が届かなかった場合は、入場できないことまたは確認書類を持参して、当日対応窓口に行くこと（案内状または確認書類を持たない参加者は入場不可）。

(エ) 持込禁止物所持者、飲酒者は入場できないこと。

(オ) 手荷物及び飲酒検査を会場前で行っていること。

(カ) 前の人に続いて進むこと。

(キ) その他、本市が指示するもの

イ 飲酒検査ゲートエリア～入場用二次元コードチェック前

(ア) 入場用二次元コードを手に持って並ぶこと。

(イ) 事前申込が完了していない場合は、案内に従い、登録を済ませること。

(ウ) 事前申込ができなかった場合や案内状が届かなかった場合は、入場できないことまたは確認書類を持参して、当日対応窓口に行くこと（案内状と確認書類を持たない参加者は入場不可）。

- (エ) 持込禁止物所持者は入場できないこと。
- (オ) 手荷物検査を会場前で行っていること。
- (カ) 前の人に続いて進むこと。
- (キ) その他、本市が指示するもの

ウ 手荷物検査ゲート～出入口エリア

- (ア) 前の人に続いて進むこと。
- (イ) その他、本市が指示するもの

(6) 持込禁止物所持者入場抑制

横浜アリーナ前交差点、ペDESTリアンデッキエレベーター付近の正面規制エリアでは持込禁止所持者の入場を制止する。

のぼり等の持込禁止物（「警備・誘導業務について 10-(4)-エ ※持込禁止物」参照）所持者には、権利放棄をしないと入場できない旨を説明し、権利放棄を促す。放棄された物品類は、回収し所定の場所に運ぶこと。なお物品類は返却しないため、一時的に預かることはしない。回収物品は本市職員の確認後、分別しごみ集積所に運ぶこと。

また、飲酒者を発見した場合には、入場できない旨を説明する。横浜アリーナ方向に進んだ場合には、飲酒検査ゲートにいる警備員との共有を図り、入場を確実に阻止すること。

(7) 手荷物検査ゲート、飲酒検査ゲートの設営及び運営

ア 設営

テントは、前日から設置すること。天候等の影響によりテントの使用を取りやめる場合には、本市と協議すること。

ゲートの設置数は、市と協議のうえ決定すること。

イ 誘導

レーンによって並ぶ人数が偏らないように、空いているレーンに適宜誘導すること。

ウ 検査手順

(ア) 手荷物検査

- ・参加者に鞆等を開けてもらい、目視チェックを行う。目視でチェックができない場合は、中身を出してもらい確認をする。袴や振袖の袖も確認を行う。女性の警備員を半数配置し、配置箇所についてはあらかじめ本市と協議すること。
- ・検査にて持込禁止物を確認した場合は、権利放棄をしないと入場できない旨説明し、権利放棄を促す。
- ・放棄された物品類は、回収し所定の場所に運ぶこと。なお物品類は返却しないため、一時的に預かることはしない。回収物品は本市職員の確認後、分別しごみ集積所に運ぶこと。
- ・手荷物検査を実施する必要がある者等について、本市職員が指示するため、手荷物検査ゲートエリアリーダーは、本市場外本部に常駐し、指示を現場の警備員に遅滞なく伝達し対応させること。

(イ) 飲酒検査

- ・全員に対し、目視による検査を行う。
- ・飲酒の疑いのある者（酒を所持している、匂いがする、顔が赤い、ふらついてい

る、興奮状態である、攻撃的な態度をとる、集団で騒いでいる等) に対して、呼気検査を行う。呼気検査の結果、本市が指定する基準よりも高い数値が検出された場合、飲酒者は入場拒否し、不適合者レーンから退場させること(持込禁止物所持者入場抑制エリア上での情報も参考にすること)。

- ・参加者1人に対して、検査員2名で対応すること。飲酒検査を行う際は、飲酒検査エリア脇に控えている警備員が、応援に入り飲酒検査を実施すること。
- ・ストロー式のアアルコール検査器を55個以上用意すること。詳しくは「資料6-1 備品リスト」を参照。※手荷物及び飲酒検査については、本市でホームページや案内状への掲載、式典当日の案内板表示等を通じ、参加者に対する事前及び当日の広報を行う。
- ・検査機器のストロー(マウスピース)は、検査の都度新しいものに取り換えること。
- ・雨天等でも検査を実施できるよう対策を行うこと。
- ・当日使用するアルコール検査器はあらかじめ、指定の日時に本市の立ち合いのもと、すべての機器が場外において正常に作動することを検査すること。
- ・飲酒検査を実施する必要がある者等について、本市職員が指示するため、飲酒検査ゲートエリアリーダーは、本市場外本部に常駐し、指示を現場の警備員に遅滞なく伝達し対応させること。

#### (8) 入場用二次元コードチェック

参加者が持参した入場用二次元コードを、本市が別途契約する事前申込システム受託業者が用意した読み取り機で確認する。

システムトラブル等については、事前申込システム受託業者が対応するため、現場の事前申込システム受託業者と連携して対応すること。

案内状が届かなかった者や事前申込をせず案内状も持参していない者については、当日対応窓口へ誘導する。詳細については本市の指示に従うこと。

本業務は個人情報の取扱いを含むため、「資料8 個人情報取扱特記事項」を順守すること。

#### (9) 当日対応窓口の受付

案内状が届かなかった者や事前申込をせず案内状も持参していない者に対し、必要書類を提示させ、参加資格の確認を行う。必要書類の提示ができない参加者は、退場レーンに誘導する。受付の方法や必要書類の詳細等は、本市の指示に従うこと。

本業務は個人情報の取扱いを含むため、「資料8 個人情報取扱特記事項」を順守すること。

#### (10) 出入口エリア(アリーナ入口前)

制止を無視し突破しようとした参加者がいた場合、複数人で制止し入場を防ぐ。

#### (11) 入場拒否・退場者対応

正面規制エリアにおいて「警備・誘導業務について 10-(4)-ウ」に該当する規制対象者の入場を拒否する際、退場者対応の警備員に引き渡すこと。退場者対応の警備員は再び正面規制エリア内に入ることをないように対象者に警告し、速やかに排除する。再入場を防ぐため、警備員間、及び本市が指定した職員に連絡し情報共有を図ること。また、入場拒否者、入場の意思がない者、参加資格がない者等が、アリーナ前に滞留して

いる場合は、エリア外（環状2号線側）に移動させること

特に、警備員は、「資料9 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」に記載された事由が発生する場合、その事由における「主催者の対応」欄に記載された行為をとること。

「資料9 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」は、契約後に委託者、受託者及び港北警察署との警察協議において、決定する。

#### (12) 環状二号線付近

路上駐車を発見した場合は、駐車しないよう声掛けを行うこと。車道でトラブル等を発見した場合は、全体統括に速やかに報告すること。報告を受けた全体統括は速やかにあらかじめ本市が指定した職員に報告すること。

当該エリアに立地する TECH ビルの敷地をトラロープ等で囲み敷地内に参加者が侵入することを防ぐとともに、参加者が TECH ビルの敷地等に侵入した場合は、速やかに排除すること。

#### (13) 退場誘導

3回目の式典退場時のみ、環状2号線に面する2階出口から、ペDESTリアンデッキを通し新横浜駅に向かう退場動線を使用する。一般の方の通路を確保するとともに、参加者の安全な退場に向けた、警備・誘導を行うこと。参加者が滞留しないよう、速やかに駅に移動することをアナウンスする。

#### (14) 封鎖

各回式典開始15分後までは、該当参加者を入場させるため、その旨アナウンスをし、入場用二次元コードチェックを行い、エリア内に誘導すること。

(15) 完全封鎖は、周辺の状況を見極め本市と協議のうえで実施すること。

## E エリア

### 1 実施場所

アリーナ2階駐車場側通路・アリーナ駐車場側道路（岩崎学園側）・新横浜三丁目交差点

### 2 退場動線

一時に大勢の参加者が退場してくるため、細心の注意が必要となる。

#### (1) アリーナ2階参加者の退場口

警察側の2階外階段から下り、アリーナ駐車場脇の歩道に誘導すること。

- ・階段下周辺は、緑道となっており、かなり広範囲に滞留が発生するため、警備誘導体制を強化し、速やかに移動するよう声掛けを行うこと。
- ・一般歩行者の通行の確保、車道へのはみ出しには注意すること。
- ・アリーナ裏の切り下げがある場所（歩道と車道の間）に柵を設置し参加者が車道に出ないようにすること。

#### (2) 所定の動線を通るよう誘導を徹底すること。

#### (3) 「新横浜三丁目」～「横浜アリーナ前」～「新横浜歩道橋」の各交差点に沿った歩道は

参加者の歩道通行規制が予定されているため、左折させることはできない。このため直進するよう誘導を徹底すること。

(4) 交差点に多くの人が滞留することのないよう、交差点の手前から交通整理を行うこと。

### 3 路上駐車排除

コーンの設置、声掛け等によりアリーナ裏の広場、新横浜運送に面した道路に資材等を設置し駐停車車両を排除すること。

## 4 駐車場

### (1) 特記事項

駐 車 場 利 用 対 象 者	登壇者、優先席利用者等で車が必要な参加者、出演者、来賓、警察、 消防、報道関係者、近隣住民その他
--------------------	---

- ・ 駐車場利用許可リストを基に、駐車場所を案内すること。
- ・ 横浜アリーナ専用駐車スペースは使わないこと。
- ・ 駐車場入口の警備担当等は、車を必要としない参加者やその送迎のための車、式典に関係ない車等は、駐車場に入れないよう警備を徹底すること。
- ・ 主催者や主催者の乗車する車の進行を妨害する等危険行為を行う者がいた場合、排除するとともに、ただちに本市が指定した職員に連絡すること。

### (2) 駐車場利用対象者案内

優先席利用者及び報道関係者は入場口を案内すること。(入場口は別途協議する)  
その他の利用者は、関係者入口を案内すること。

### (3) その他

駐車場対応は、急きょ変更する必要があるため、本市からの指示に注意すること。

## 場外遊軍

### 1 実施場所

警備箇所全域

市と協議のうえ、必要な箇所へ配置する。

### 2 主な業務

感染症拡大の未然防止、参加者密集の防止及び解消等にあたる。

周辺の監視、各種事件・事故の未然防止、市職員・警察官の補助、繁忙・危険箇所の応援、入場規制者の排除等について、場外統括の指示により警備にあたる。

### 3 特記事項

#### (1) 待機場所

本市が指定する場所

#### (2) 事件・事故等への対応

(3) 繁忙箇所応援

滞留等が発生した箇所にて警備を行い、滞留等を速やかに解消すること。  
また、危険行為等が発生した箇所に応援に行き、危険行為を制止すること。

(4) その他

- ・遊軍警備は、警備範囲が広範にわたるため、エリアごとの警備実施計画書の内容を熟知し、警備にあたること。
- ・また、混乱した状況での警備が前提となるため、混乱を最低限に抑えるためにも、柔軟かつ毅然とした対応をすること。

**【場内警備】**

※出入口、入退場動線等は「資料3-1~2 場内客席配置図、4-1~4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図、資料5-1~2 関係者出入口・搬入出口等配置図」を参照のこと

**場内警備共通**

1 式典の状況

近年、場内各所で暴れる参加者が増えている。平成29年と令和2年の成人式では爆竹や煙玉等の投げ込み、平成30・31年、令和2年には参加者によるステージ登壇未遂により、式典を妨害された。場内における参加者の安全確保は、主催者の責任において実施すべき事項であり、自主警備を徹底するべきであるが、警察等関係機関への協力を要請し、式典中断時には参加者の逮捕・起訴についても決断をせざるを得ない状況にある。

2 警備の主なポイント

次の対応については、徹底した警備を行うこと。

- (1) 階段、障害物もあるため、参加者の安全確保を行うこと。
- (2) 事件等が発生した場合は、速やかに制止に入ること。制止に時間がかかる場合は、警備の場内統括に報告し、遊軍の派遣等を依頼すること。その際、市の場内総括にも報告すること。
- (3) 特に入退場時の会場内は、待合せのため多くの参加者が滞留する。安全対策上、好ましくないため、誘導を徹底し、滞留させないこと。
- (4) 場外にて、持込禁止物・飲酒者の最終チェックが行われるが、場内において、それらを見つけた場合は、速やかに退場をさせること。放棄された物品は返却しないこと。なお、物品の引継ぎは別途市職員が指示する。そのほかの取扱は場外の項と同様とする。
- (5) 状況によっては、着席できない参加者がロビーに溢れる場合がある。客席の空席状況を確認し、空席への誘導を行うと共に、柔軟に配置転換等を行い、ロビーにおける警備を強化すること。
- (6) 式典中の席や通路の移動は、退場の場合を除き禁止すること。
- (7) 横浜アリーナから退場後の再入場はできないため、参加者へその旨の案内をすること。参加者が、再入場しようとした場合には止めること。例年再入場については案内の誤りが指摘されるため、警備員の中でも周知徹底を確実にすること。



- (8) トラブルを未然に防ぐよう細心の注意を払い、発生した場合は、速やかに制止すること。特に、警備員は、「資料9 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」に記載された事由が発生する場合、その事由における「主催者の対応」欄に記載された行為をとること。

「資料9 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について」は、契約後に委託者、受託者及び港北警察署との警察協議において、決定する。

- (9) 立入禁止エリアに参加者が立入らないよう警備をすること。

柵の設置や張り紙等の物理的手段も必要に応じて講じること。

また、運営委託業者が印刷した掲示物についても設置を行うこと。

※アリーナ備品以外に、有効な柵等警備用物品があれば手配すること。

※張り紙等の掲出方法については、指定した方法によること。

## 1・2階エリア

## 一部 警備強化エリア

(正面入口付近・客席中央正面左右階段上)

### 1 実施場所

アリーナ1・2階（ロビー、客席）

場内の状況を把握し、場外と常に連携をとり、入場制限指示等雑踏の制御に努めること。

### 2 特記事項

#### (1) 滞留ポイント

誘導の徹底及び柵の設置等、参加者が滞留しないような工夫をすること。

- ・正面ロビー後方
- ・正面左右階段上（退場時は階段閉鎖）
- ・退場時の出口付近

#### (2) ロビー

##### ア 1階正面

待合せが多く、1階席入場口がわかりにくくなるため、柵の設置、誘導等、滞留しない工夫をすること。1階正面では、参加者が待合せしないよう、個別の声掛けをし、滞留しないよう誘導する。

##### イ 正面左右階段上

大勢の待合せ場所となる。階段上が塞がれた状態になり、参加者が進むことができないことが多々あるため、滞留の未然防止の徹底、トラブル発生時には速やかに制止すると同時に、周囲の参加者の安全確保に努めること。

##### ウ 3階への階段封鎖

3・4階客席は原則として使用しないこととするため、階段を封鎖し、突破されないように警備すること。

##### エ 開場

開場の可否確認の連絡があった場合は、警備の場内統括は、場内の各担当と連絡をとったうえで、あらかじめ本市が指定した職員に状況を報告すること。

開場後は、雑踏の制御を十分に行うこと。

混雑が著しく、参加者の安全が確保できない場合には、場外統括と調整の上で、市職員に対し入場の制限についての助言を行うこと。

客席は各席が均等に埋まるよう誘導すること。場内総括と客席の状況を確認し、配置転換等を行い、柔軟に誘導すること。誘導の方法については、契約後本市と協議のうえ決定すること。

#### オ 控室周辺（セキュリティ強化エリア）

当エリア専属の警備員を配置し、部外者の立ち入りを確実に阻止すること。立入可能者の判別方法については、事前に横浜市と協議のうえ、決定すること。

万が一部外者を発見した際は、直ちに立入禁止エリアから外に誘導し、横浜市場外本部に報告のうえ、侵入した経路や目的等事情の聴取をすること。

### (3) 客席

#### ア 1階客席中央

参加者が立入らないよう厳重に警備をすること。本市との協議の上、柵や黒幕の設置等物理的手段も講じること。アリーナ備品以外に、有効な柵等警備用物品があれば手配すること。

#### イ 席への誘導

市職員と協力し、速やかに着席させること。状況によっては、市職員に対して助言をすること。また、参加者が安全に着席できるよう入場制限をかける等、雑踏を制御すること。

#### ウ 式典中の参加者の座席の移動

式典中は移動を禁止する。式典開始と同時に防護柵で移動できないように塞ぐこと。トイレに行ったり、退場したりする参加者に対しては、ロビーへの出口への誘導を行うこと。そのほか歩き回っている参加者に対しては、着席か、もしくはロビーへ出るように声をかけること。

#### エ 2階立ち見席における警備

2階席の入り口付近の通路は、基本的に立ち見席となっているが、今年度も昨年度同様立ち見を禁止するため、着席をさせること。ステージ下の立ち見席は移動も含めて黒幕や柵、警備員により封鎖とし、侵入されることがないように警備すること。

また、ステージの反対側の立ち見席には頭上に放水銃があり、以前このエリアで3階席によじ登ったケースもあったため、登られないように注意喚起し、登ろうとする参加者を制止すること。場内統括は必要に応じて、遊軍を派遣して、阻止すること。

妨害行為を阻止等した際に暴力等のトラブルが起これば、そうであればライト等で合図して応援を呼ぶこと。

## 一部 セキュリティ強化エリア（ボックス席付近、ボックス席控室付近）

### 1 実施場所

アリーナ3階ロビー、3・4階客席、ボックス席控室

### 2 特記事項

#### (1) 3階ロビー

2階から3階への階段は、原則として開放しないため、3階に上がってきた場合は、引き返すように誘導すること。また、指示に従わない参加者を制止し、排除すること。

#### (2) 客席

ボックス席付近は、参加者が立ち入らないよう厳重に警備をすること。

3・4階客席は原則として使用しないこととするが、新型コロナウイルス等の感染症拡大時には使用する可能性もあるため、使用する際は、事前に本市と協議のうえ、警備を行うこと。

#### (3) ボックス席控室（セキュリティ強化エリア）

セキュリティ強化エリア統括を配置し、ボックス席に通じる控室には、関係者であっても立入可能な者は最小限に留め、参加者や部外者の侵入がないよう厳重に警備すること。特に避難階段とエレベーターに関してもボックス席控室に通じるため、侵入を阻止すること。立入可能者の判別方法については、事前に横浜市と協議のうえ、決定すること。万が一部外者を発見した際は、直ちに立入禁止エリアから外に誘導し、横浜市場外本部に報告のうえ、侵入した経路や目的等事情の聴取をすること。

## 場内遊軍

### 1 主な業務

感染症拡大の未然防止、参加者密集の防止及び解消等にあたる。

場内の監視、各種事件・事故の未然防止、市職員・警察官の補助、繁忙・危険箇所の応援、入場規制者の排除等について、場内統括（一部エリアリーダー）の指示により警備にあたる。

### 2 特記事項

#### (1) 待機場所

場内指定場所

#### (2) 事件・事故等への対応

#### (3) 繁忙箇所応援

滞留等が発生した箇所にて警備を行い、滞留等を速やかに解消すること。

また、危険行為等が発生した箇所に応援に行き、危険行為を制止すること。

#### (4) その他

遊軍警備は、警備範囲が広範にわたるため、エリアごとの警備実施計画書の内容を

熟知し、警備にあたること。また、混乱した状況での警備が前提となるため、混乱を最低限に抑えるためにも、柔軟かつ毅然とした対応をすること。

## 【その他】

### 1 防護柵及びその他備品の準備及び設置

#### (1) 防護柵

来場者の円滑な誘導及び立入禁止箇所を明示するため、防護柵を用意し、本市が指定した箇所に設置すること。ただし、持込防護柵は、設置可否について横浜アリーナに事前確認を行うこと。

防護柵は、参加者や歩行者等が故意又は過失等により倒れないようなものとする。防護柵の設置方法（可動式の防護柵の設置等）については、緊急車両動線の確保が確実に行われるよう注意して行うこと。なお、防護柵の設置箇所は、「2-2 場外警備配置図・資機材配置図、2-3 場外入退場動線、資料3-1～2 場内客席配置図、4-1～4 場内ロビー各階動線、警備・備品等配置図」を基本とする。

また、アリーナ正面の車両進入禁止区域には規制時間にバリケード等を設置し、車両進入を防ぐこと。規制解除の際は、横浜市及び警察の指示の下、直ちに撤去し開放すること。撤去時は漏れが無いように、警備計画書の図面と照らし合わせて確認を行うこと。

※警察の指示によりバリケード設置箇所が一部変更や増設もあるので、本市と調整の上変更や設置を行うこと。

※規制時間について本市に助言すること。

※警備状況を向上させるためであれば、防護柵等の設置箇所を変更することも可とする。ただし、変更する際は本市と協議をすること。

#### (2) 案内板等

誘導の際の案内板を作成し、活用すること。案内板は入れ替え式も可とする。作成にあたっては、視認性に留意し、本市と事前に協議のうえ内容を確定させること。固定配置する場合は、参加者や歩行者等が故意又は過失等により倒れないようにすること。なお、JR新横浜駅構内（Aエリア）で、足付のプラカードを使用する際には、事前にJR新横浜駅と協議すること。また、その他警備に必要な備品を準備すること。詳細は「資料6-1～6-3 備品リスト」を参照のこと。

#### (3) 荒天時（大雪）の対応

スコップを用意し、遊軍等の活用により、アリーナ周辺の除雪作業を行うこと。

足元への注意を促すこと。

大雪の場合は、特にプリンスホテル前のペDESTリアンデッキのスロープが滑りやすく、転倒する恐れがあるため、状況を見ながら、階段への誘導等適宜対応すること。

ただし、動線を変更する際には、全体統括を通し、あらかじめ本市が指定した職員に報告すること。

#### (4) 夜間照明について

道路に設置する柵、コーン等の資機材には、次の通り照明灯を設置する。赤色又は黄色で夜間150メートル前方から視認できる光度を有する照明灯を設置すること。設置間

隔は4メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置すること。その他、夜間照明については本市の指示に従うこと。

(5) その他物品等

立入禁止、動線確保を必要とする場所（環状2号線側歩道等）においては、カラーコーン及びトラロープ等を用い、対策を講じること。

設置した物品、備品については式典終了後、回収し持ち帰ること。

また、座席等に貼り付けた表示も剥がすこと。

2 実地踏査

警備計画を作成するにあたり、実地踏査を行うこと。その結果、入退場動線に影響を及ぼすような状況が判明した場合は、横浜市に速やかに報告すること。

3 ごみ等の取扱いについて

(1) 呼びかけについて

参加者に対して、ごみ、空き缶、空き瓶、吸殻、破損傘等（以下「ごみ等」という）を持ち帰るよう、随時呼びかけること。

(2) ごみ等の回収について

ア 随時対応

ごみ等が、参加者の動線、安全面に支障をきたす場合は、速やかに回収を行うこと。

イ 式典終了時

第1回から2回の終了時は、担当エリア内のごみ等を回収すること。第3回終了時は、担当エリアのほか、アリーナ周辺についても、ごみ等が散乱している場合は、可能な範囲で拾い集める等の協力をすること。

ウ 回収したごみ等の取扱いについて

アリーナ内の本市の指定する場所（防災センター付近を想定）に仮置きをすること。

4 新型コロナウイルス等の感染症予防・感染拡大防止対策について

以下の対策について、今後の感染状況に応じて変更する可能性がある。

(1) 警備員による感染予防・感染拡大防止対策

ア 日常の健康管理（特に式典前1週間程度の体温測定、健康状態チェック）を行うこと。

イ 従事前の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこと。その場合、欠員を補充すること。

・新型コロナウイルス陽性判定を受け、10日間を経過していない者

・業務に従事する当日または前日に37.5℃以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者

ウ 式典当日は混雑が見込まれるため、原則としてマスクを着用し、手洗い、手指消毒を徹底すること。

(2) 会場の感染防止対策

各回終了ごとに会場内の座席の消毒を実施すること。その際使用する消毒液及びタオ

ル等の備品も用意すること。

(3) 動線上の物理的身体的距離の確保

待機列が必要な場面（入場時やトイレ前）においては、来場客同士が十分な距離（最低1メートル）を確保して整列できるように、目印となる掲出物や足下マーク等の設置をするとともに、レーンの設置にあたっては物理的身体的距離を確保する。目印となる足下のマーク等の設置については、本市の指示に従うこと。

また、退場、入場時等において、場内、場外とも、物理的的身体距離を確保するよう表示等により案内を徹底すること。滞留防止のためロープ等を用いて誘導を行う場合も、身体的距離を確保すること。

(4) 手指消毒、咳エチケット

場内1階ロビー正面において手指消毒を設置すること。参加者に手指消毒、咳エチケットを促すアナウンスを録音した音声を流すとともに、案内板を十分に設置すること。

5 警備実施計画書

(1) 本業務を実施するにあたり、警備に関する計画書を作成し、本市及び本市が別途契約する会場運営業務委託受託業者に提出すること。

なお、「警備・誘導業務について 12 提出書類等」にて記載している必要部数には、会場運営業務委託受託業者分は含まれていない。当該業者と直接協議し、必要部数を提出すること。

(2) 警備実施計画書の内容は、警備・誘導業務について（資料1から9を含む）を参考とし、必要に応じて修正を行い、計画書を作成すること。

(3) 主な作成項目

ア 警備実施概要

基本方針、実施要領、緊急時対応計画、事案別初動措置対応計画

イ 警備実施体制図・人数表

ウ エリア別警備計画・マニュアル

業務内容、会場（周辺）図、人員配置図、参加者動線図、運営体制及び連絡系統、緊急時対応等

(4) 警察署との協議

警備実施計画書作成にあたっては、原案を作成し、本市及び警察署と打合せをし、内容を精査すること。打ち合わせの際は、警備実施計画書の案の資料を必要部数用意すること。

(5) 作成スケジュール（予定）

- ・ 8月18日 警備計画第一案提出
- ・ 9月15日 警備計画第二案提出
- ・ 9月25日～9月29日 警察協議
- ・ 10月16日 警備計画案確定
- ・ 10月23日～10月27日 警察協議
- ・ 11月10日 警備計画書完成

## 6 履行報告書

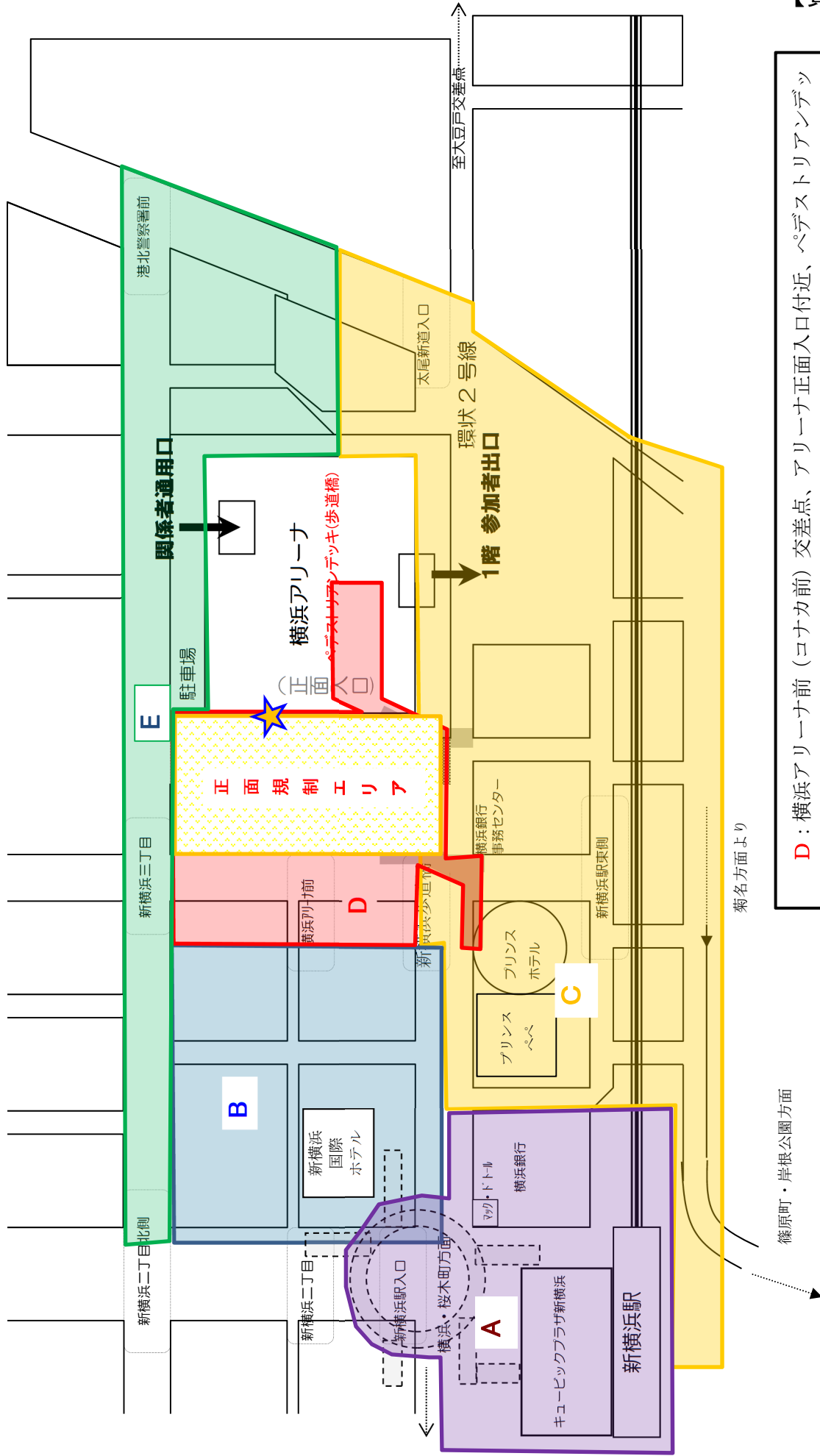
委託終了後、次の内容で履行報告書を作成し、本市に提出すること。

- (1) 本委託仕様書に基づく、全てのエリア・ポイントにおける業務内容の履行状況
- (2) 全てのエリア・ポイントの報告写真（データでの納品）

報告写真には遠景、近景及び次の場面を必ず含めること。また、場所がわかるよう、キャプションをつけること。

- ・ 柵等設置備品
- ・ 案内表示
- ・ 各種検査実施状況
- ・ 警備配置状況

# 場外警備エリア図



【資料2-1】

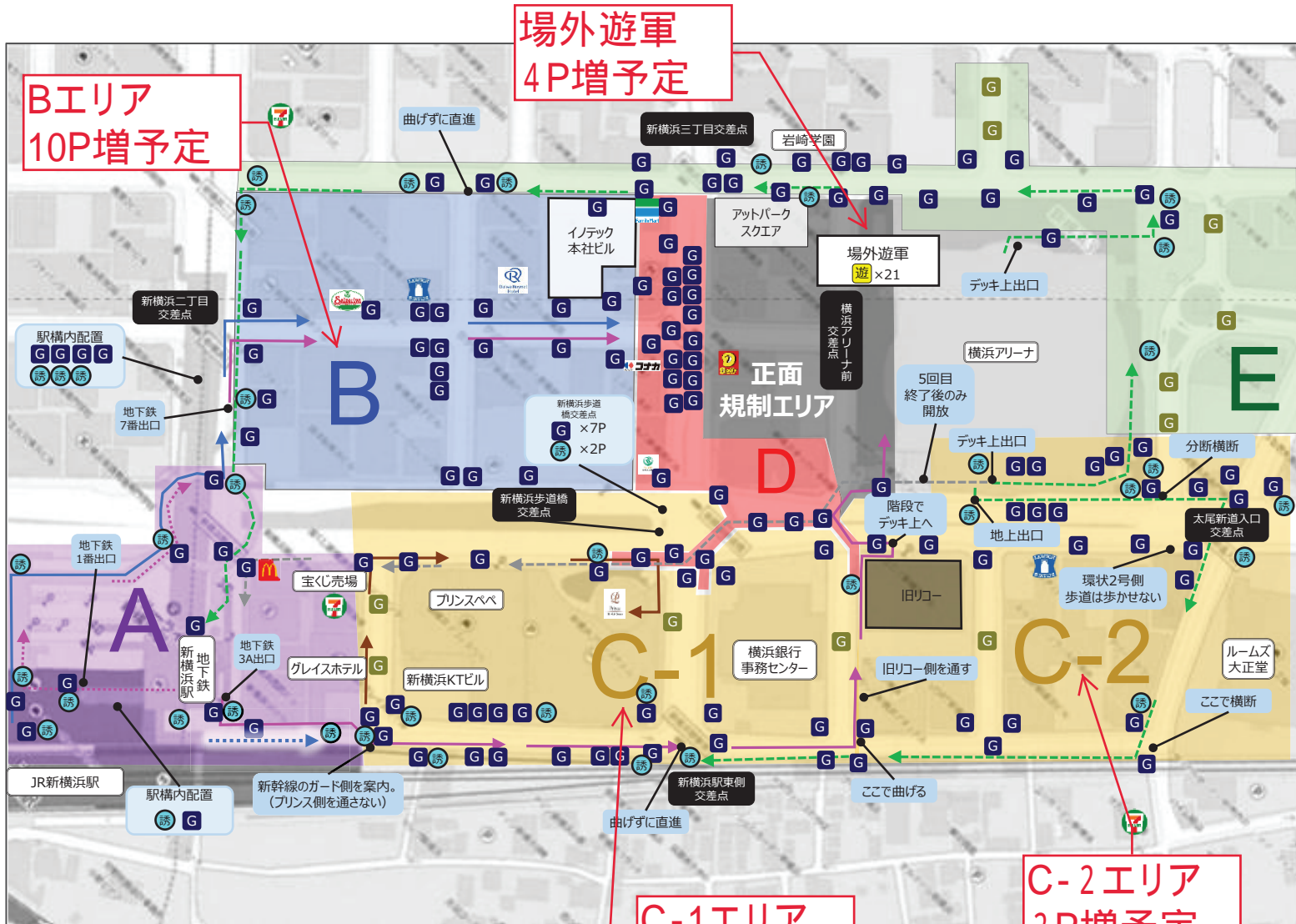
**D:** 横浜アリーナ前（コナカ前）交差点、アリーナ正面入口付近、ペデストリアンデッキ、デッキに続く階段、アリーナ2階外通路（一部）、正面玄関前部分。

★：場外本部設置場所

※エリア図は変更する可能性がある。



【資料2-2】  
場外警備配置図・資機材配置図



凡例	
G	固定配置(警備員) 134P
誘	固定配置(誘導員) 41P
遊	場外遊軍 21P
路駐	路駐対策 11P

入退場動線	
← (solid blue)	JR利用者 メイン動線
← (dotted blue)	JR利用者 サブ動線
← (solid purple)	地下鉄利用者 メイン動線
← (dotted purple)	地下鉄利用者 サブ動線
← (solid brown)	プリンス利用者 動線
← (dashed green)	退場動線
← (dashed grey)	退場者動線(5回目のみ)

# ①B・Dエリア コナカ周辺 詳細



# ②Bエリア 市営地下鉄駅構内 (B1F) 詳細



プリンスペペ横 路上駐車対策

04:00~

白線の内側に4m間隔でコーン設置・警備員2名で巡回



1.5M 4.0M 6.0M 1.5M

③C-1エリア プリンス周辺路駐・仮設歩道 詳細

セフティーコーン×50個  
(コーンには点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

ここから先は  
既設歩道幅2.0m

コーン&バー×50セット  
(コーンには点滅灯装着)

G 警備員(固定) 7:00~

プリンス裏 新幹線沿い車道 仮設歩行者通路設置

7:00~

カラーコーン・バーで、1.4Mの仮設歩道を設置  
警備員(固定配置)にて歩行者及び車両誘導



8.0M 1.4M

④C-1エリア 新横浜歩道橋交差点 入場者横断規制

**【入場歩行者横断規制】**  
 ①歩行者信号が点滅した後に歩行者横断が続くと、プリンスホテル側からの左折車両が進むことが出来ず渋滞し、ホテル駐車場が出入り出来なくなるため、「点滅したらすぐに横断を止める誘導」を行う。  
 ②式典参加者に対しては「横断しても入場出来ない。デッキ上へ上がるよう」誘導する。

歩道規制のため  
地上からは大回りの迂回を  
しなければ会場に入れない

信号点滅したら  
横断歩行者を止めて  
左折車両を流す

P-4 プラカード使用  
横断歩道の先からは  
入場できません  
← 歩道橋へ

新横浜歩道橋交差点 地上部

プリンスホテル側と中央分離帯側に分かれて配置



### ⑤ C1・C2エリア 旧リコー東西 路駐対策

#### C1エリア 旧リコー西側 路駐対策

04:00~

車道両側（縁石から0.5M）に4M間隔でコーンを設置  
警備員1名で巡回



セフティーコーン×45個  
(点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

置き場⑤  
コーン×45

#### C2エリア 旧リコー東側 路駐対策

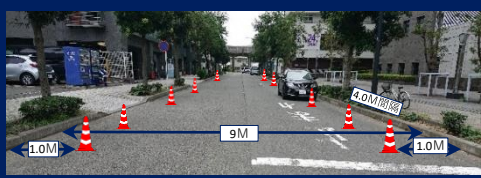
セフティーコーン×45個  
(点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

#### C2エリア 旧リコー東側 路駐対策

4:00~

車道両側（縁石から1M）に4M間隔でコーンを設置  
警備員1名で巡回



### ⑥ Eエリア アリーナ裏 路駐対策

#### テルコム株前 路駐対策

4:00~

車道両側（縁石から0.5M）に4M間隔でコーンを設置  
警備員2名で巡回



セフティーコーン×30個  
(点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

置き場①  
コーン×30

置き場⑧ (予備)  
コーン×20  
パー×15

置き場⑨  
鉄柵×4

搬入口前切下げ  
7:00鉄柵設置  
5回目終了後撤去

#### アリーナ裏 路駐対策

4:00~

車道両側（縁石から0.5M）に4M間隔でコーンを設置  
警備員4名で巡回



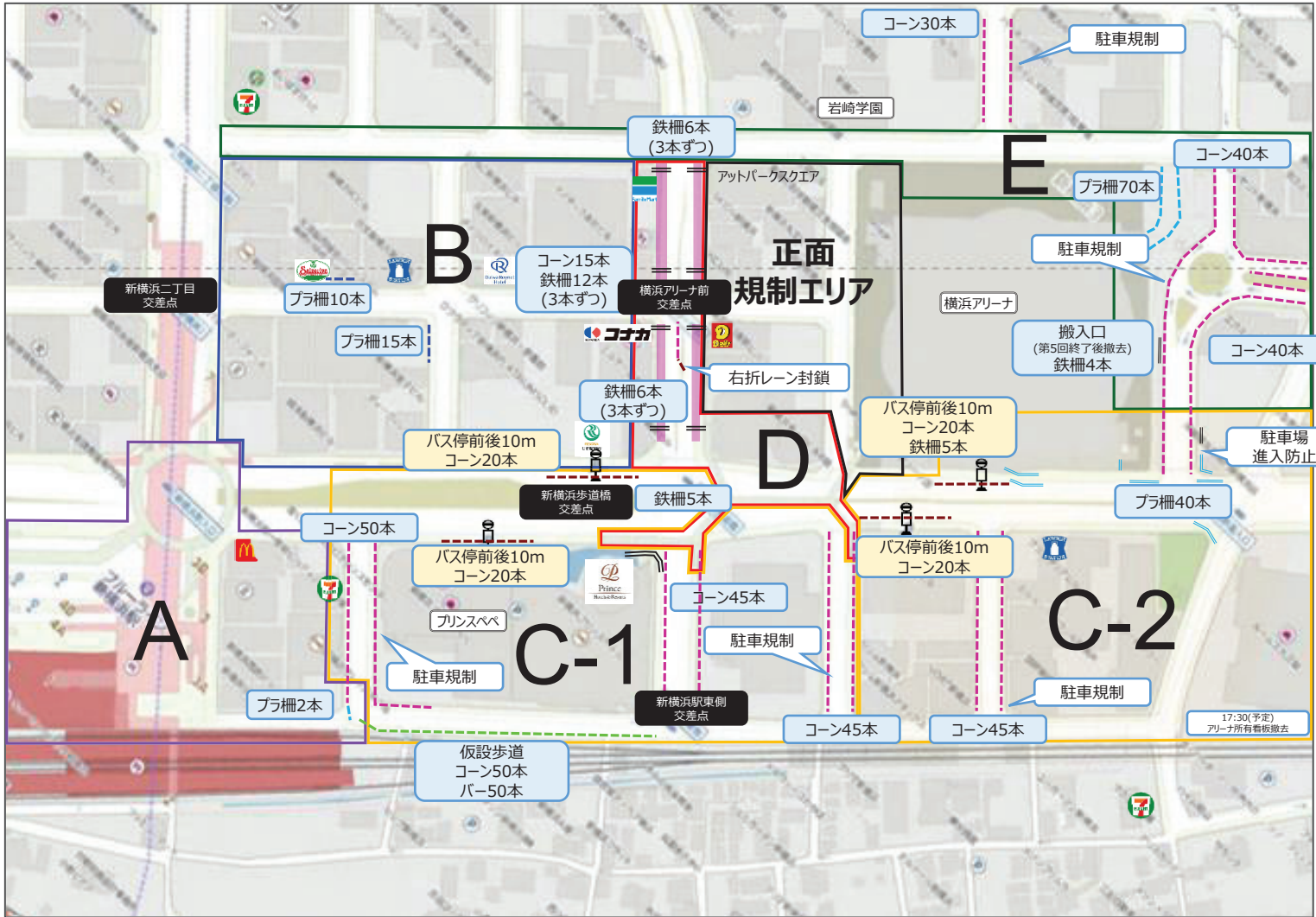
セフティーコーン×82個  
(点滅灯装着)

G 巡回警備員 4:00~

置き場②  
コーン×40

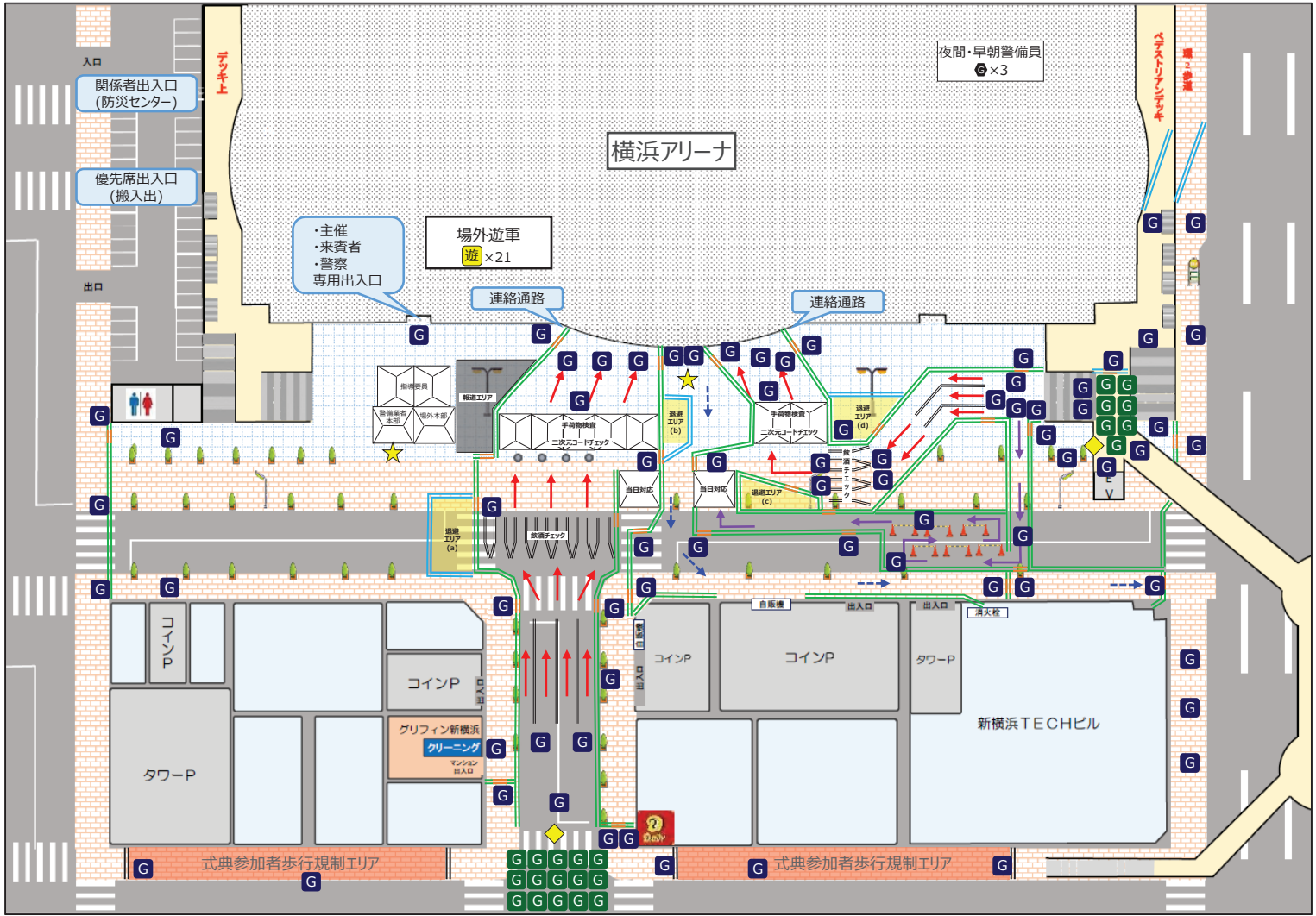
置き場③  
コーン×42

# 場外広域 資機材配置図



凡例		
	カラーコーン・点滅灯	300セット 4:00から設置
	カラーコーン・点滅灯	180セット 7:00から設置
	カラーコーン・バー・点滅灯	50セット 7:00から設置
	鉄柵	60枚 7:00から設置
	プラフェンス	

# 正面規制エリア 全体図

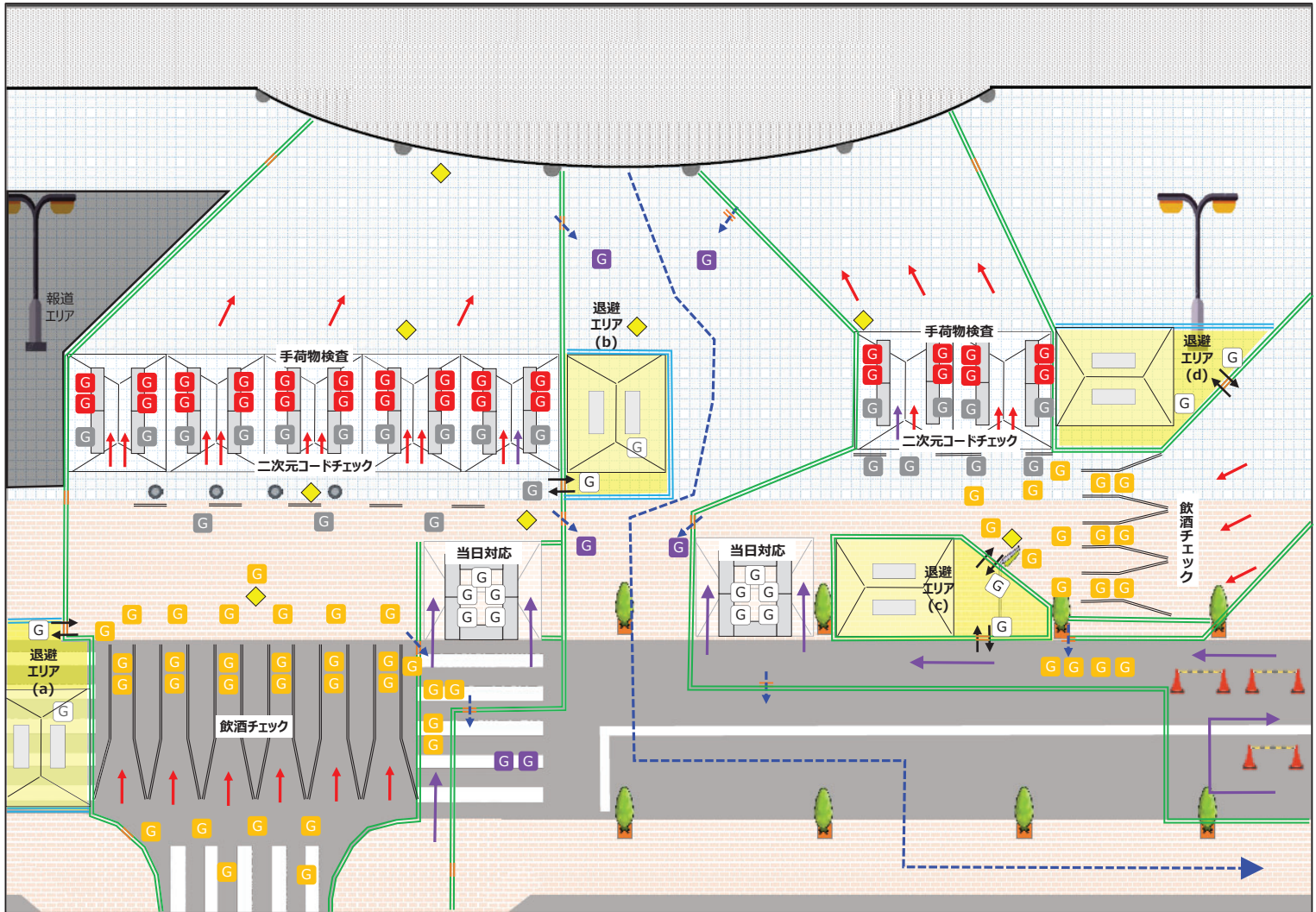


凡例		
★	統括(場外1、遊軍1)	2P
◆	エリア責任者(持ち込み禁止物対応)	2P
G	場外固定配置	72P
G	持込禁止物所持者対応警備	22P
遊	遊軍警備	21P
G	夜間・早朝警備	3P

凡例		
==	ジャストガード	
==	プラフェンス	
==	プラフェンス(柵開閉ポイント)	
==	鉄柵	
■	退避エリア(テント各1張)	

入場動線	
	入場動線
	当日対応動線
退場動線	
	不適合者退場動線

# チェックエリア 拡大図

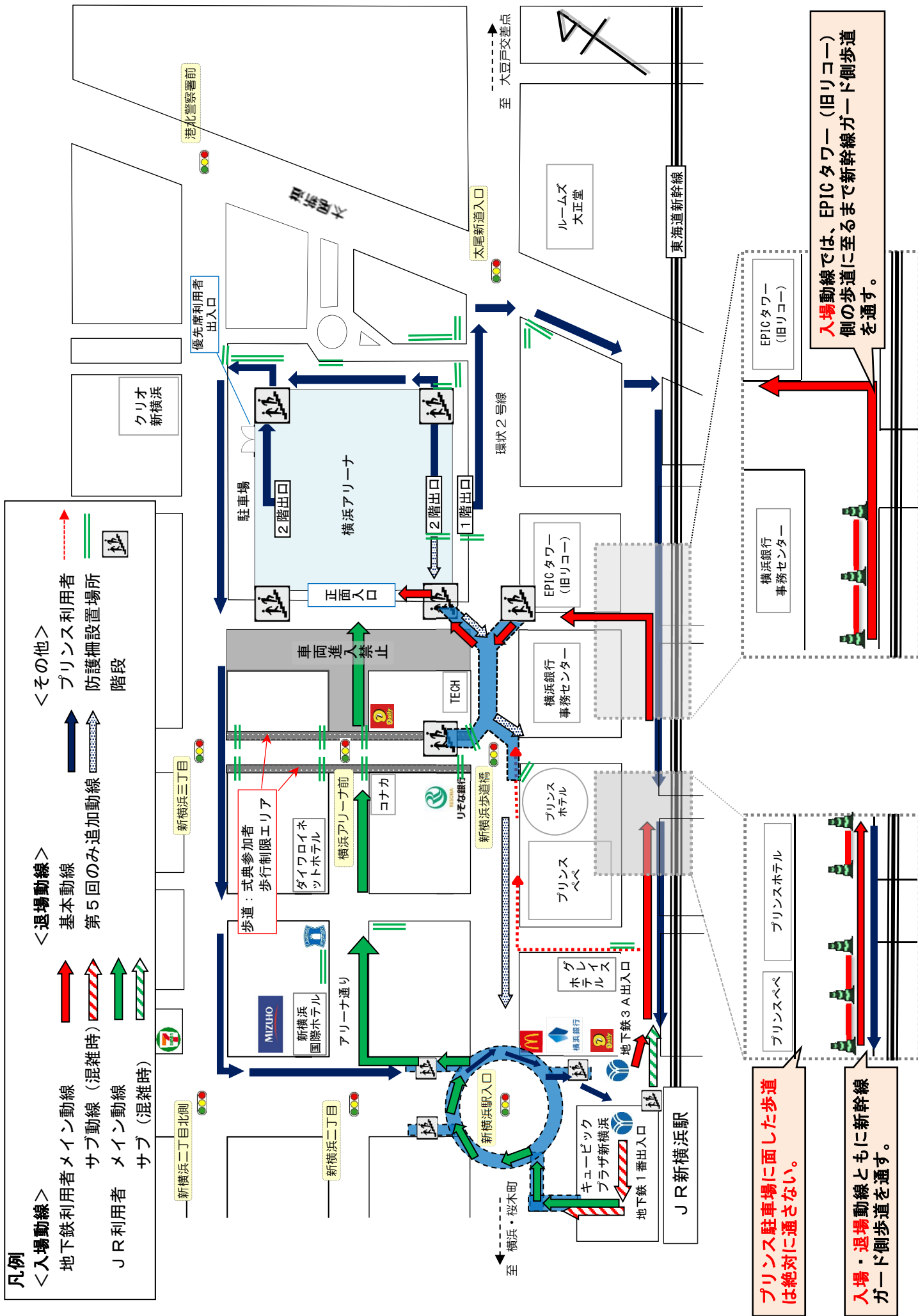


凡例		
◆	エリア責任者 飲酒対応2、手荷物対応2、出入口対応1 二次元コード対応1、当日対応窓口1 退場者対応1	8P
G	飲酒検査	48P
G	入場用二次元コードチェック	22P
G	手荷物検査	28P
G	当日対応窓口 (退避エリア含む)	18P
G	退場者対応	6P

凡例		
≡	ジャストガード	
≡	プラフェンス	
≡	プラフェンス(柵開閉ポイント)	
≡	鉄柵	
■	退避エリア (テント各1張)	

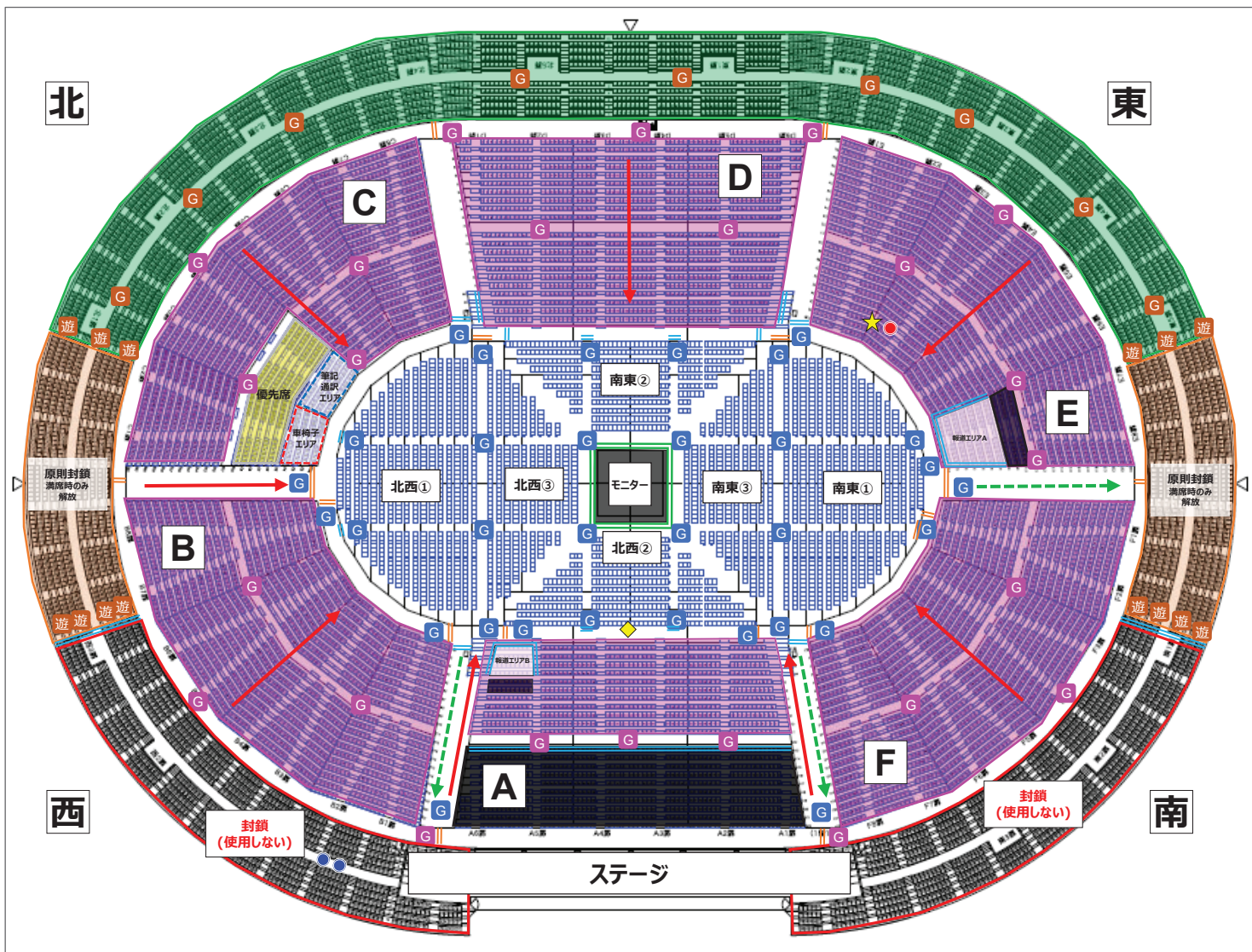
入場動線	
←	入場動線
←	当日対応動線
退場動線	
←	不適合者退場動線

# 【資料 2-3】 場外入退場動線





# 【資料3-1】 場内客席配置図

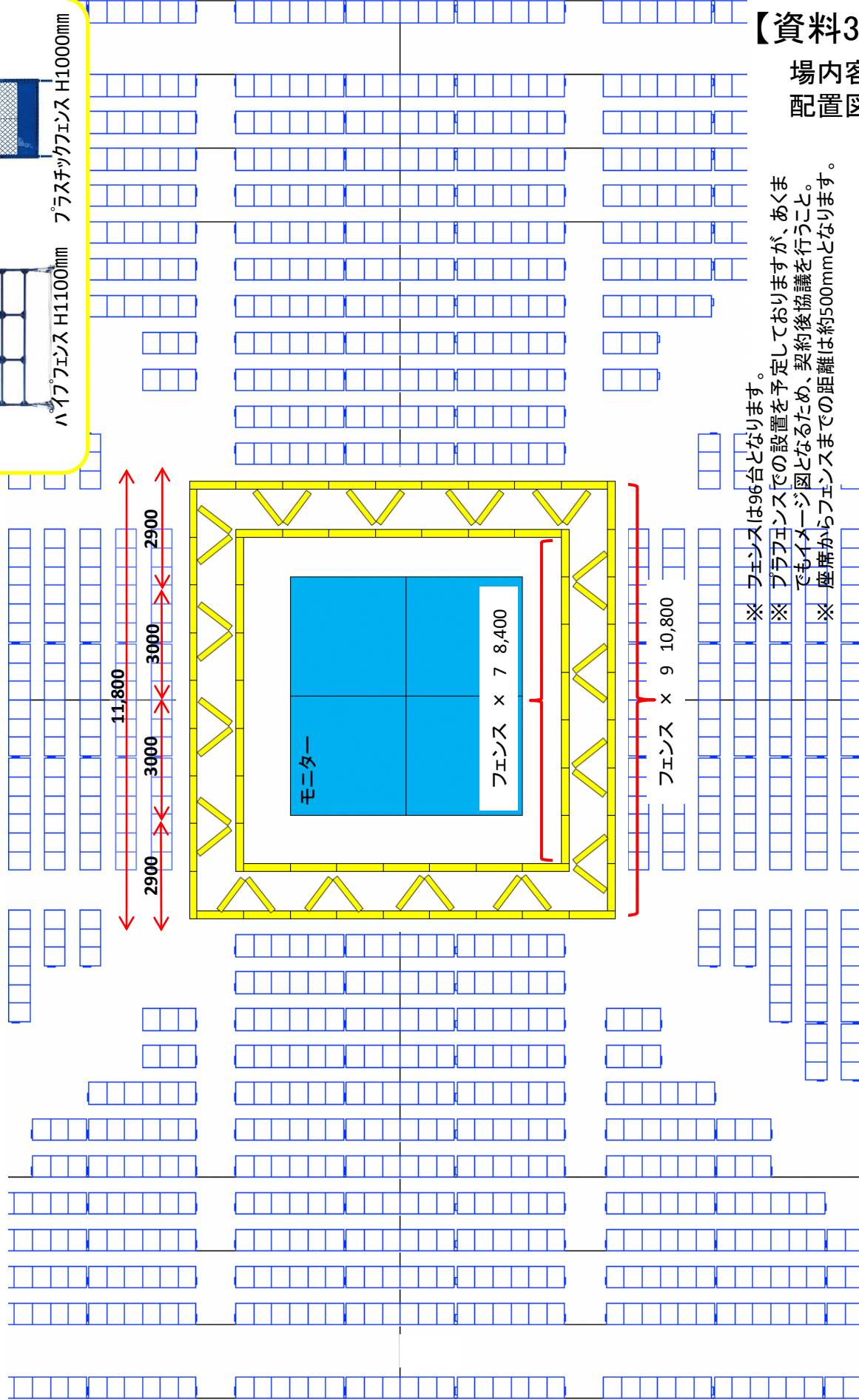


凡例		
★	統括(場内)	1P
◆	エリア責任者(遊軍)	1P
G	1階席	32P
G	2階席	24P
G	3階席	9P
遊	遊軍警備	14P
●	横浜市(場内統括)	
●	指揮官(横浜市・港北署)	

凡例		
—	ジャストガード	
—	プラフェンス	
—	プラフェンス(柵開閉ポイント)	

入場動線	
←	入場動線(優先席含む)
退場動線	
←	退場動線

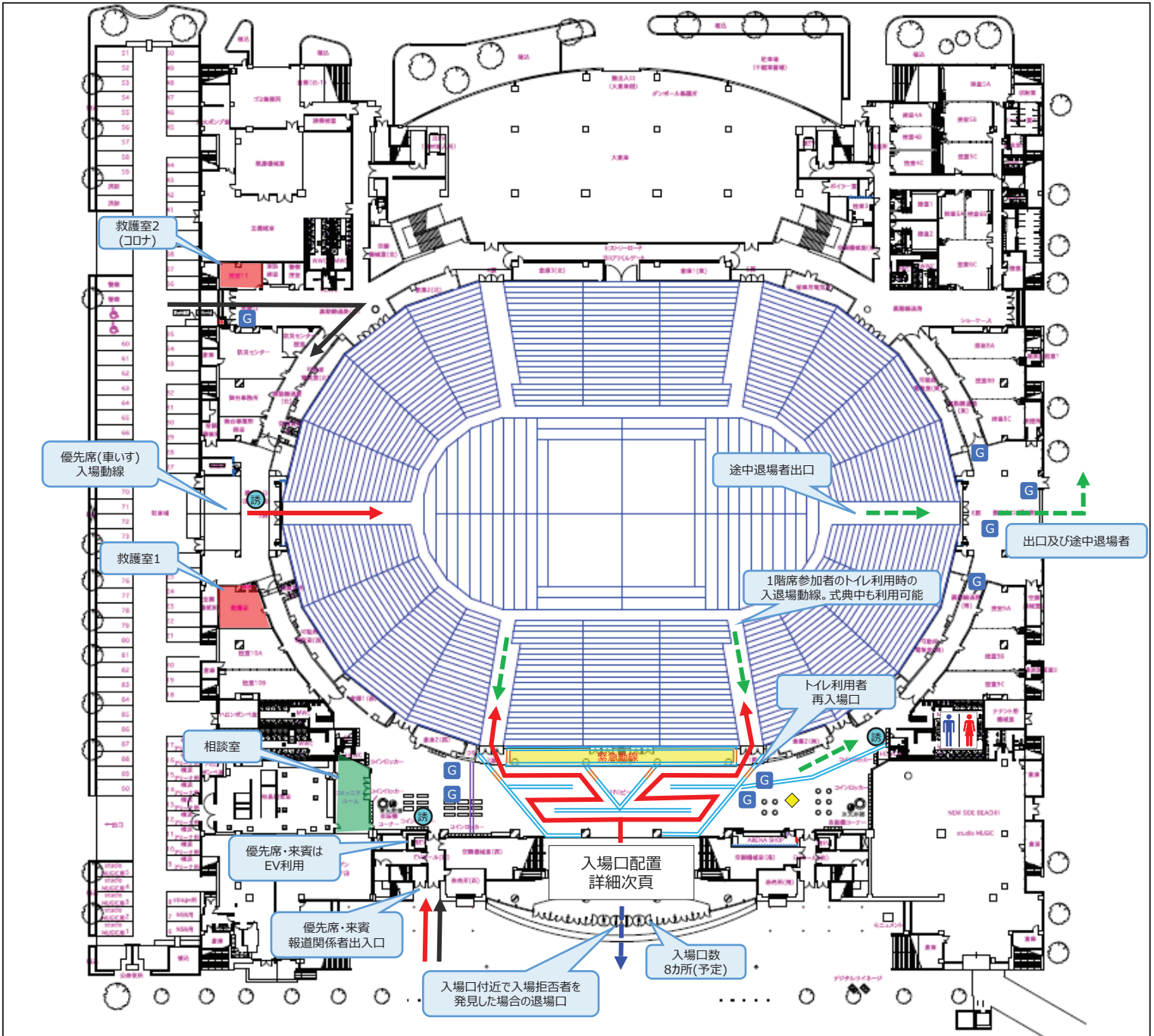
横浜アリーナ場内 モニター周辺資機材設置イメージ図



- ※ フェンスは96台となります。
- ※ プラフェンスでの設置を予定しておりますが、あくまでもイメージ図となるため、契約後協議を行うこと。
- ※ 座席からフェンスまでの距離は約500mmとなります。

【資料3-2】

場内客席配置図



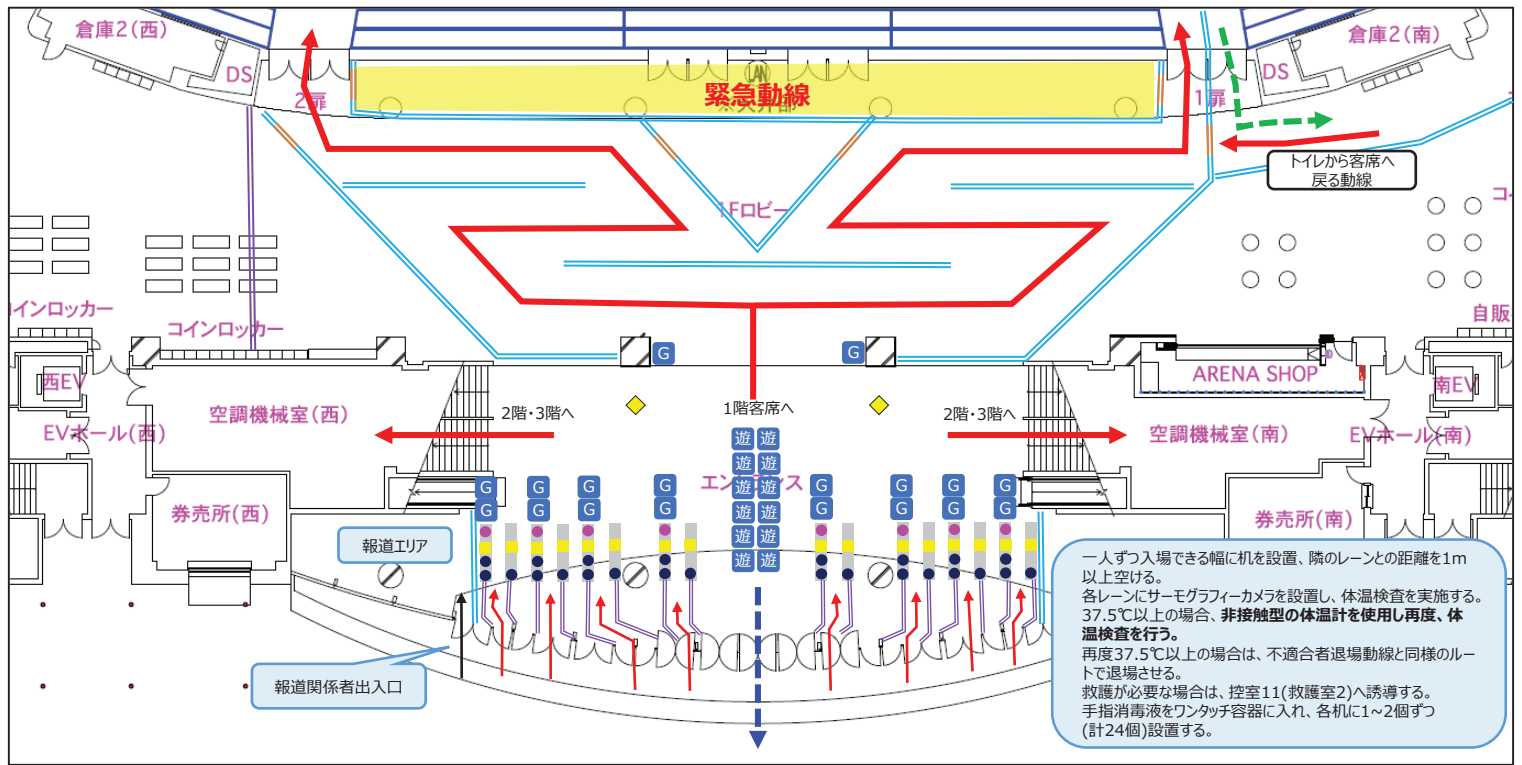
凡例	
◆	エリア責任者(1階ロビー) 1P
G	場内固定配置 9P
誘	誘導員 3P

凡例	
—	ベルトパーテーション
—	プラフェンス
—	プラフェンス(柵開閉ポイント)

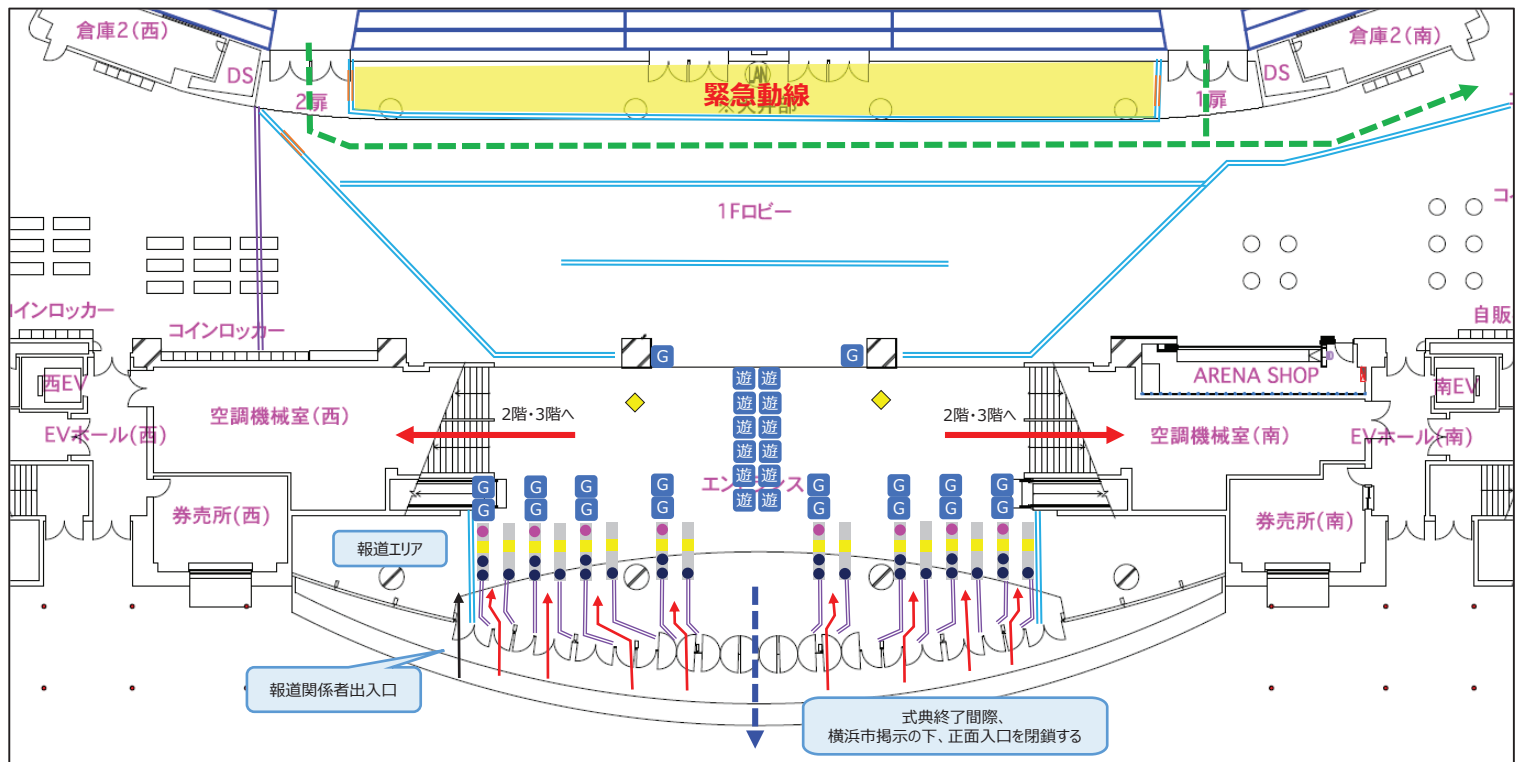
入場動線	
←	入場動線(優先席含む)
←	登壇者及び関係者動線
退場動線	
←	退場動線
←	不適合者退場動線

# 場内ロビ-1F正面受付詳細

## 《入場時》



## 《式典終了10分前（退場時）》



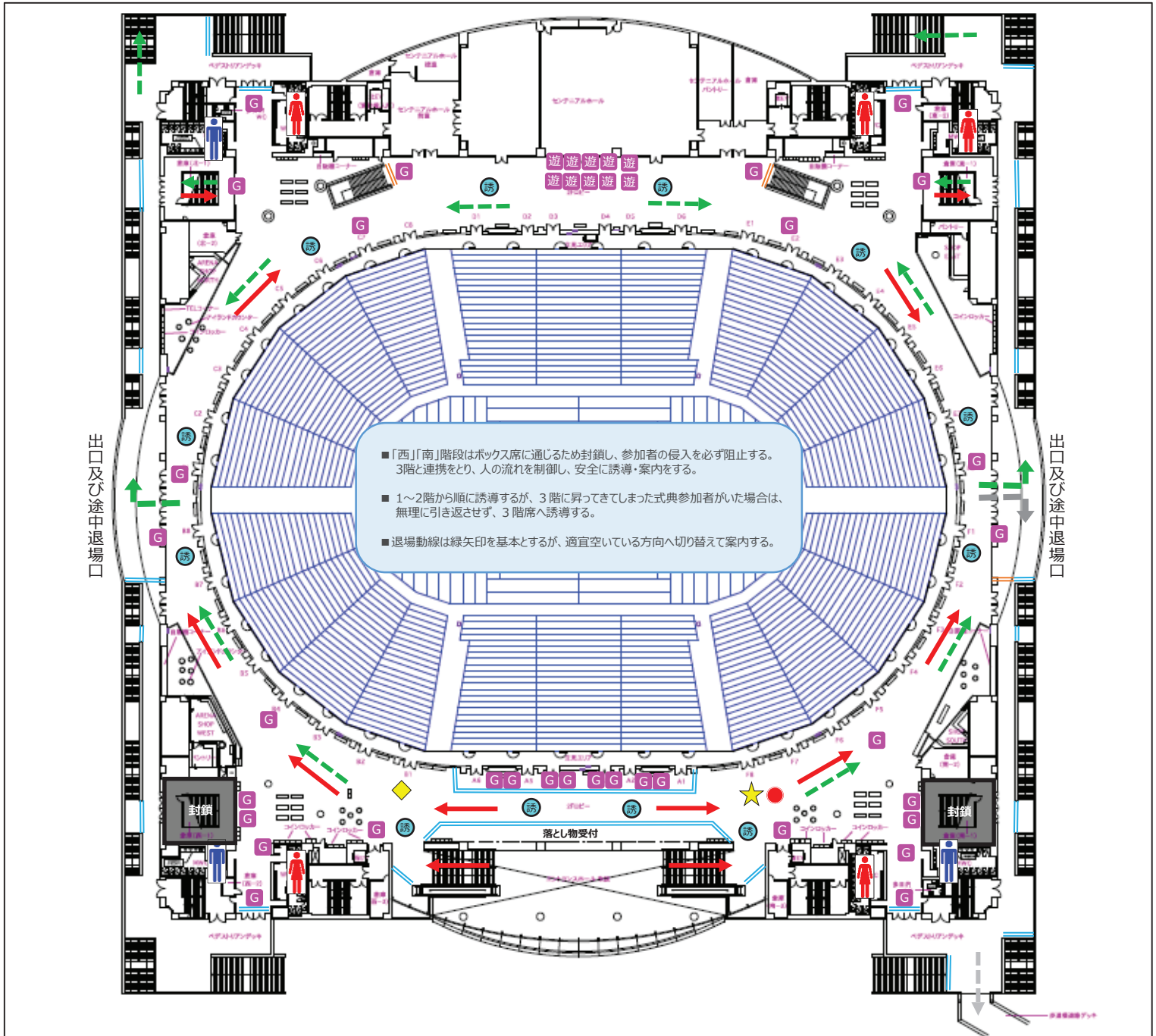
凡例	
◆	エリア責任者 (遊軍/1階ロビー) 2P
G	場内固定配置 18P
遊	遊軍警備 12P

入場動線	
→	入場動線
←	関係者動線
退場動線	
←	退場動線
←	不適合者退場動線

凡例	
≡	ブラフェンス
≡	ブラフェンス(柵開閉ポイント)
—	ベルトパーテーション

凡例	
●	サーモグラフィカメラ
■	記念冊子
●	アルコール消毒液

# 場内ロビー-2F

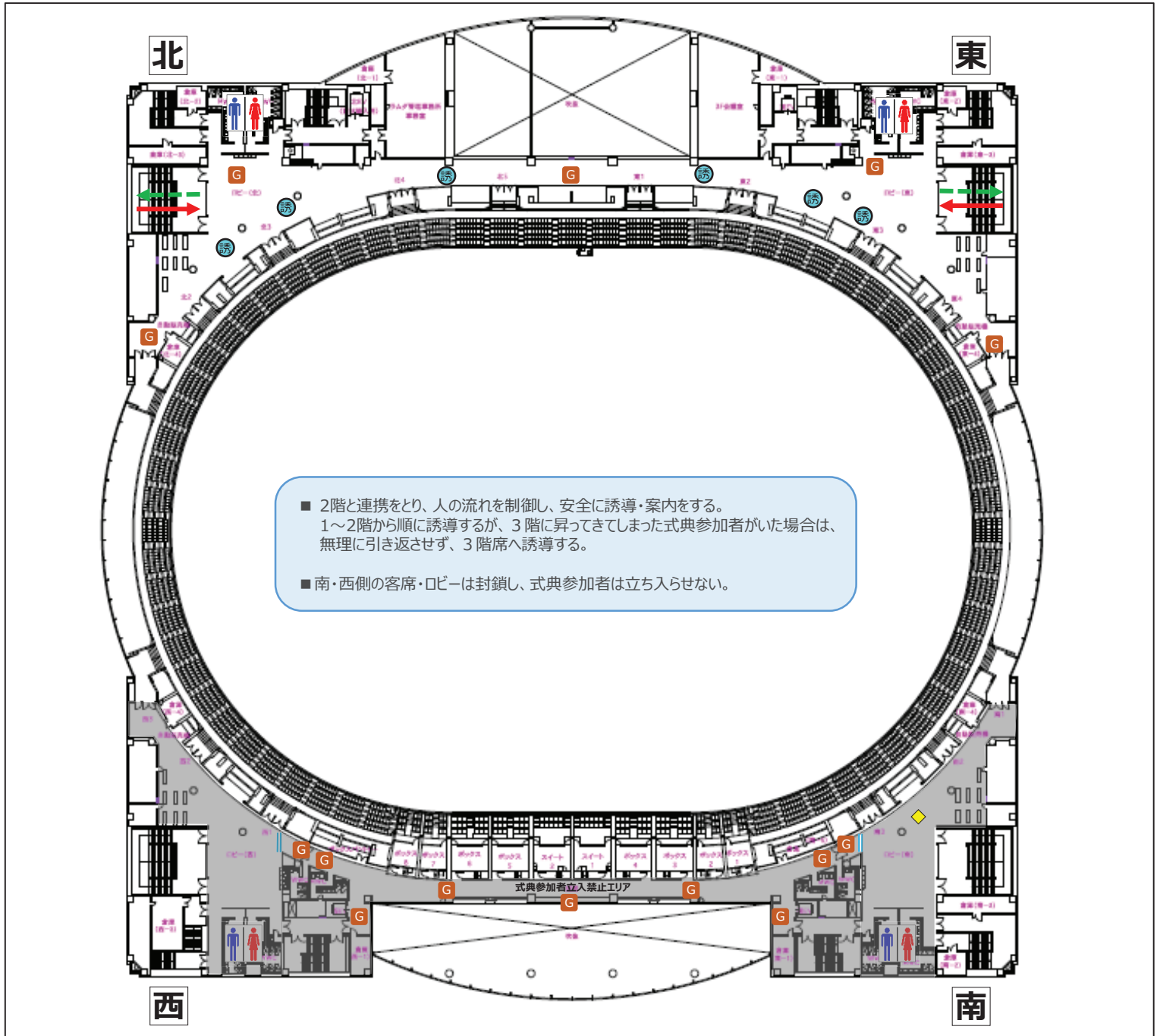


凡例		
★	統括(1階ロビー)	1P
◆	エリア責任者(1階ロビー)	1P
G	場内固定配置	32P
遊	遊軍警備	10P
誘	誘導員	12P
●	横浜市(ロビー)	

凡例		
≡	プラフェンス	
—	プラフェンス(柵開閉ポイント)	

入場動線	
	入場動線
退場動線	
	退場動線
	退場者動線(5回目のみ)

場内ロビー-3F



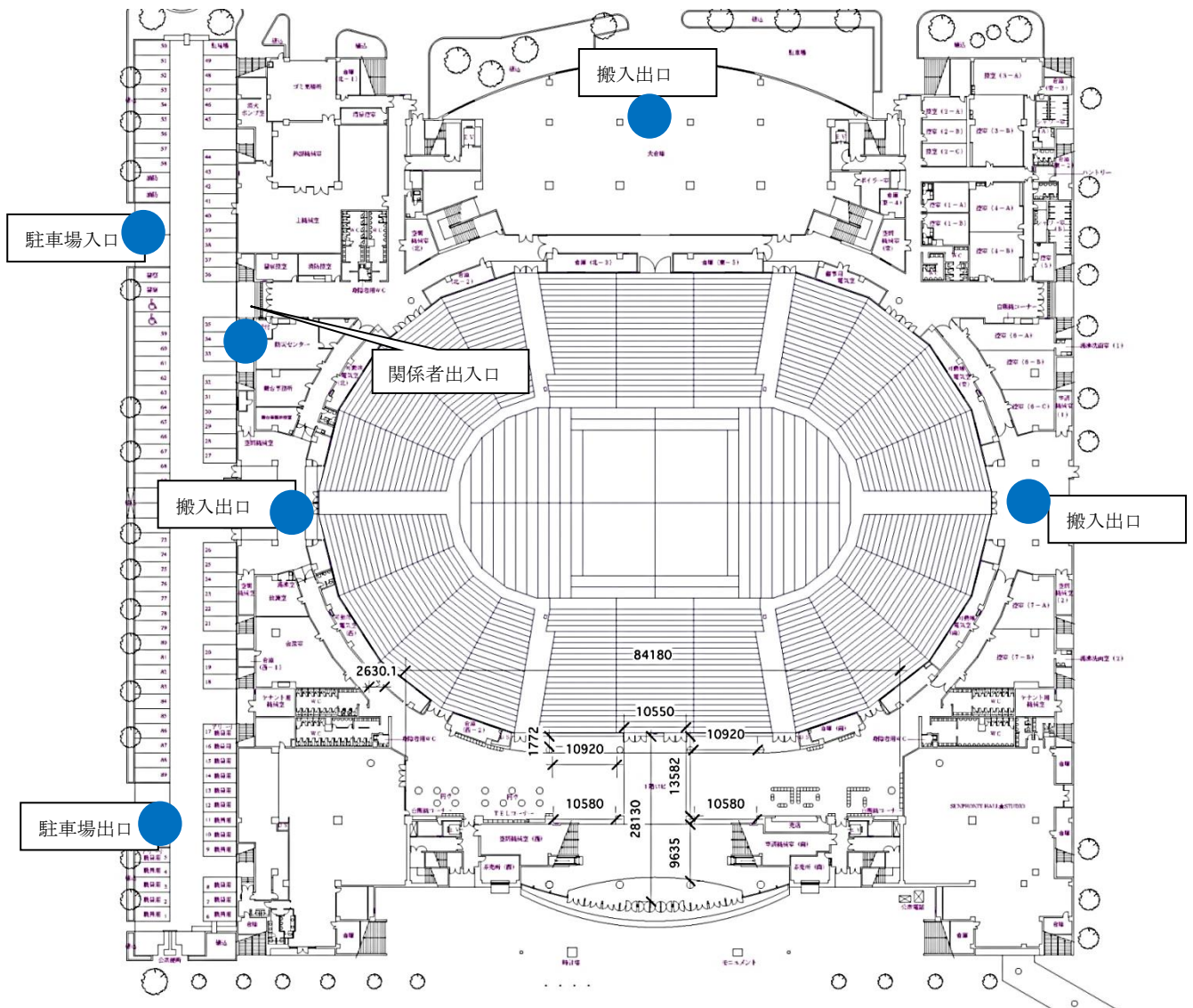
凡例		
◆	エリア責任者(3階ロビー)	1P
G	場内固定配置	14P
誘	誘導員	6P

凡例		
≡	プラフェンス	

入場動線	
	入場動線
退場動線	
	退場動線

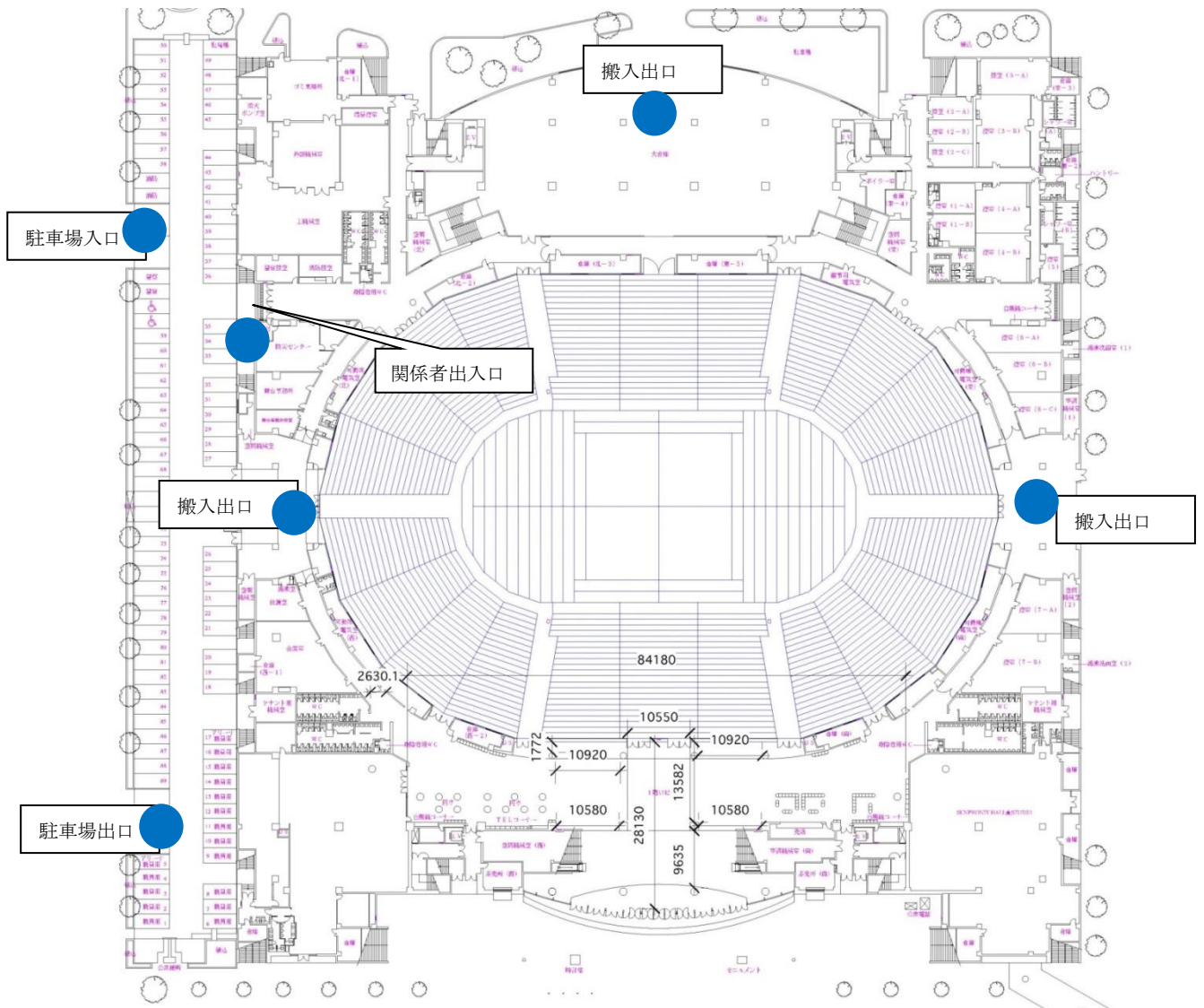
# 関係者出入口・搬入出口等配置図 前日体制（搬入）

● 想定配置警備員



# 関係者出入口・搬入出口等配置図 終了後体制（搬出）

● 想定配置警備員





備品リスト【資料6-1】

項目	整理番号	品目	数量	単位	物品調達者	設置者	設置場所	備考
共通	1	ビニール手袋	600	双	警備業者	警備業者		
共通	2	トラロープ	4	巻	警備業者	警備業者	場外3巻、場内1巻	トラロープ 1巻あたり100Mのもの
共通	3	立看板	5	枚	警備業者	警備業者	正面規制エリア	【資料6-2】参照
共通	4	案内看板	6	枚	警備業者	警備業者	正面規制エリア	【資料6-2】参照 脚付きのもの
共通	5	表示類一式	1	式	警備業者	警備業者	場内、場外	【資料6-3】参照
共通	6	拡声器	50	個	警備業者	警備業者	場内10個、場外40個	雑踏でも聞こえる音量の機器を用意すること
共通	7	ラジカセ（録音式音声案内器）	22	個	警備業者	警備業者	場内4個、場外18個	雑踏でも聞こえる音量の機器を用意すること
共通	8	入退場動線及び警備員配置図	2	枚	警備業者	警備業者	場内1枚、場外1枚	ホワイトボード全面に掲出できる大きさを留意すること
場外	9	テントセット	9	セット	警備業者	警備業者	正面規制エリア	2間×3間、軒高2m。この他4セットを横浜アリーナより借用。
場外	10	テント表示	8	枚	警備業者	警備業者	正面規制エリア	【資料6-2】参照
場外	11	配線養生類一式	1	式	警備業者	警備業者	入場チェックゲート	事前申込関連業務受託業者が用意した入場用二次元コードチェック関連機器の配線を養生するためのもの
場外	12	防護柵、カラーコーン・バー（またはA型バリケード）	1	式	警備業者	警備業者	場外	自立式で高さがあるもの。 テックビル前にコーン、バーを設置。 【資料2～4】参照
場外	13	荒天用スコップ	60	個	警備業者	警備業者	場外	雪かき用
場外	14	夜間照明（柵、コーンに取り付ける照明灯）	1	式	警備業者	警備業者	場外	道路に設置の資機材について4M以下の間隔で取り付ける 詳細は【資料2-2】参照
場外	15	携帯灰皿	1	式	警備業者	警備業者	当日従事する警備員全員が所持	当日従事する警備員数分用意すること
場外	16	ブザー	1	式	警備業者	警備業者	正面規制エリア	当日従事する警備員数分用意すること
場外	17	文鎮	12	個	警備業者	警備業者	当日対応窓口	
場外	18	ごみ袋	50	枚	警備業者	警備業者	手荷物検査	
場外	19	バケツ	2	個	警備業者	警備業者	手荷物検査	
場外	20	箱	8	個	警備業者	警備業者	手荷物検査	手荷物検査等において回収した権利放棄物品を入れる箱
場外	21	アルコール検査器	55	個	警備業者	警備業者	飲酒検査	ストロー式（マウスピース付き）、保証期間内の機器
場外	22	アルコール検査器用ストロー（マウスピース）	500	個	警備業者	警備業者	飲酒検査	
場外	23	スマートフォン等の通信機器	7	台	警備業者	警備業者	場外各エリアリーダー・本市警備統括が携帯	
場内	24	防護柵	1	式	横浜アリーナより借用 適宜警備業者にて準備	警備業者	会場内客席	転倒防止で高さがあるもの。乗り越えづらい形状のものを適宜組み 合わせる。
場内	25	体温計（非接触）	2	個	警備業者	警備業者	正面受付	医療機器認証番号の取得されている機器で、1～2秒で計測できるもの。
場内	26	ラジカセ	2	個	警備業者	警備業者	正面受付	雑踏でも聞こえる音量の機器を用意すること。
場内	27	手指消毒液	1	式	警備業者	警備業者	正面受付	24箇所容器を設置し、79,000ml分用意すること、容器はワンタッチ式であること
場内	28	座席用消毒液	1	式	警備業者	警備業者	場内客席の警備員が携帯	使用する全座席（2回分）を消毒できる量を用意すること。
場内	29	タオル	1	式	警備業者	警備業者	場内客席の警備員が携帯	使用する全座席（2回分）を消毒できる数を用意すること。
場内	30	ペンライト	1	式	警備業者	警備業者	場内客席の警備員が携帯	スイッチ式・数量は客席の警備員数分用意する
場内	31	防護柵	1	式	横浜アリーナより借用 適宜警備業者にて準備	警備業者	正面ロビー	転倒防止で高さがあるもの
場内	32	ベルトパーテーション	1	式	横浜アリーナより借用	警備業者	各箇所	

●防護柵

場内は、基本的には、左記のアリーナ備品(ブラ柵)を使用を想定しているが、不足分の柵、アリーナ備品以外に有効な柵等があれば警備業者にて手配すること。ただし、手配にあたっては、事前にアリーナと使用の可否について協議すること。



◆ブラ柵 350本  
(W1,800×H1,100)

【資料6-2】 備品リスト（表示類詳細）

種別	内容					サイズ
立看板	登壇・関係者入口	優先席受付入口	来賓・報道・関係者入口 主催	報道受付	令和6年 二十歳の市民を祝うつどい	1500*450/脚300 各1枚
テント表示	A 二次元コードチェック 手荷物検査	B 飲酒チェック	C 当日対応窓口 <small>※本人確認書類が必要です。</small>	D 場外本部		1800*600 A~C×各2枚 D×1枚
脚付き看板	A <b>第〇回受付中</b> 申込時に出力された <b>二次元コードをお手元にご用意し並んでください</b> 申込をしていない方は <b>並びながら</b> 申込をしてください。		B 事前申込がお済みでなく、 案内状がない方は <b>当日対応窓口</b>			1350*900/脚付きH1800 A×5枚 B×1枚

※1 落下、転倒しないよう確実に固定すること。

※2 記載内容に修正が必要となった場合は、適宜作成すること。

【資料6-3】 備品リスト (表示類詳細)

配置場所	ブラカード(表)	ブラカード(裏)	設置方法等
入場動線 上	 デッキへ 二十歳の市民を誘うつどい		入れ替え式
入場動線 上	 二十歳の市民を誘うつどい	 二十歳の市民を誘うつどい	入れ替え式
入場動線 上	 二十歳の市民を誘うつどい	 二十歳の市民を誘うつどい	入れ替え式
入場動線 上	ゆっくり 進んでください 二十歳の市民を誘うつどい	止まって ください 二十歳の市民を誘うつどい	入れ替え式
入場動線 上	横断歩道の先からは 入場できません ← 歩道橋へ 二十歳の市民を誘うつどい		
入場動線 上	う回にご協力ください 環状2号 二十歳の市民を誘うつどい		入れ替え式
入場動線 上	⑦出口へ  二十歳の市民を誘うつどい	⑦出口へ  二十歳の市民を誘うつどい	入れ替え式
入場動線 上	待ち合わせは できません 二十歳の市民を誘うつどい	立ち止まらずに 駅へ進んでください 二十歳の市民を誘うつどい	
入場動線 上	 当日対応窓口 二十歳の市民を誘うつどい	 当日対応窓口 二十歳の市民を誘うつどい	柵等に括り付け 手持ち
入場動線 上	 当日対応窓口 二十歳の市民を誘うつどい		柵等に括り付け 手持ち
エリア内 に設置	①	①	・約1mのポールにつけ柵等に取り付 け ・飲酒・手荷物検査レーン番号
エリア内 に設置	飲酒検査 手荷物検査 行っています		エリア内の柵等に括り付け
エリア内 に設置	待ち合わせは できません 二十歳の市民を誘うつどい		エリア内の柵等に括り付け
エリア内 に設置	入場には 事前申込が必要 です		エリア内の柵等に括り付け
エリア内 に設置	二次元コードを お手元に ご用意ください		エリア内の柵等に括り付け
エリア内 に設置	第1回入場受付中 【二次元コード】を お手元にご用意ください 二十歳の市民を誘うつどい	第1回入場受付終了 【入場不可】 二十歳の市民を誘うつどい	入れ替え式
エリア内 に設置	第2回入場受付中 【二次元コード】を お手元にご用意ください 二十歳の市民を誘うつどい	第2回入場受付終了 【入場不可】 二十歳の市民を誘うつどい	入れ替え式
エリア内 に設置	第3回入場受付中 【二次元コード】を お手元にご用意ください 二十歳の市民を誘うつどい	第3回入場受付終了 【入場不可】 二十歳の市民を誘うつどい	入れ替え式
予備※	 二十歳の市民を誘うつどい	 二十歳の市民を誘うつどい	
予備※	 二十歳の市民を誘うつどい	 二十歳の市民を誘うつどい	
予備※	待ち合わせは できません 二十歳の市民を誘うつどい	立ち止まらない 駅へ進んでください 二十歳の市民を誘うつどい	

- ※1 表示をポール(1mほどの長い棒)につけること。
- ※2 落下しないよう固定すること。
- ※3 配置場所は、本市と協議のうえ、決定すること。
- ※4 予備用は各種5つずつ前日に納品すること。
- ※5 動線の変更など追加、修正が必要となった場合は適宜作成すること。

## 委託契約履行着手届出書

令和 年 月 日

## 横浜市契約事務受任者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

次のとおり委託業務に着手したので、横浜市委託契約約款第3条の規定により届出ます。

委 託 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
委 託 着 手 年 月 日	令和 年 月 日

## 現場責任者選定通知書

令和 年 月 日

## 横浜市契約事務受任者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

次のとおり現場責任者を定めたので、横浜市委託契約約款9条第1項の規定により届出ます。

委 託 名	
現場責任者の氏名	
資 格 等	
取 得 年 月 日	

業 務 従 事 者	氏 名	資 格 等	取得年月日



# 履行報告書

令和 年 月 日

## 横浜市契約事務受任者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

次のとおり委託業務が完了したので、横浜市委託契約約款第10条の規定により届出ます。

委 託 名	
履 行 場 所	
履 行 期 限	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
報 告 書 詳 細	別添のとおり

## 委託完了届出書

令和 年 月 日

## 横浜市契約事務受任者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

次のとおり委託業務を完了したので、横浜市委託契約約款第28条第1項の規定により届出ます。

委託名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日
完了年月日	令和 年 月 日
完了検査 希望年月日	令和 年 月 日



## 個人情報取扱特記事項

(令和 5 年 4 月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第 1 条 横浜市 (以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約 (以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者 (以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務 (以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第 2 条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等 (以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所 (以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前 3 項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書 (第 1 号様式)により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第 3 条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 4 条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製 (作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

### 安全管理措置報告書

調査項目	内 容
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格( ) <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程( ) <input type="checkbox"/> 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他( )
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

<p>(1) 作業施設の入退室管理</p>	<p>作業期間中の入室可能人数  <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ  <input type="checkbox"/>作業員以外への入室可 ( <input type="checkbox"/>上記外__名 <input type="checkbox"/>その他 )</p> <p>入退室者名及び時刻の記録  <input type="checkbox"/>なし (施設のみ、身分証提示のみ等)  <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入  <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録  <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録  <input type="checkbox"/>その他 ( )  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>				
<p>(2) 個人情報の保管場所</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 728 679 824"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="679 728 1444 824"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 824 679 920"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="679 824 1444 920"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>	<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>				
<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>				
<p>(3) 作業施設の防災体制</p>	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>				
<p>(4) 個人情報の運搬方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1016 679 1220"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="679 1016 1444 1220"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1220 679 1429"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="679 1220 1444 1429"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(5) 個人情報の廃棄方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1429 679 1632"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="679 1429 1444 1632"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1632 679 1841"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="679 1632 1444 1841"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)</p>					

11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無  ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

---

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。





## 二十歳の市民を祝うつどいにおける禁止行為等発生時の対応一覧について

No.	場所	事由	主催者（警備業者）の対応	左記の対応で取まらない場合	備考
1	ステージ付近	3・4階閉鎖客席への侵入			
2		黒幕エリアへの侵入			
3		ボックス席への侵入			
4		ボックス席への物の投げ込み			
5	モニター付近	モニター付近をうろつく			
6		モニターに向かって物を投げる			
7		モニターパネルに登ろうとする			
8		モニターパネルを登った			
9		モニターやパネルの破壊			
10	会場内の客席とロビー全般	規定体温以上で入場しようとする			
11		客席内をうろつく			
12		客席・ロビーでの式典参加者同士の喧嘩			
13		立ち入り禁止ロビーへの侵入			
14		爆竹・ロケット花火の使用			
15		市職・警備員等への暴力（怪我など被害発生）			
16		飲酒行為			
17		喫煙行為			
18	正面規制エリア	のぼり旗等持込禁止物の権利放棄に応じない			
19		飲酒チェック、手荷物検査、入場券チェックに応じない			
20		制止を無視し突破			
21		退場エリアからの再侵入			
22		市職・警備員等への暴力（怪我など被害発生）			
23	場外広域	のぼり旗の所持			
24		飲酒行為を発見			
25		式典参加者同士の喧嘩、路上で騒ぐ			
26		民間ビル敷地、民間駐車場等への侵入			
27		一部式典参加者の長時間駐車・違法駐車、信号無視、危険運転、違法改造車等			
28		道路使用許可エリア外での演説や署名活動			